

好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与することを目的として、去る昭和二年六月議員立法により制定されたものであります。

以来十年間、これらの都市において特に必要とされる都市公園、下水道、道路等の整備が推進され、その整備水準は向上してまいりましたが、いまだ十分でない状況にあります。

また、近年の国際化の進展とともに、国民生活の向上と余暇利用の関心の高まりの中、国際観光文化都市として我が国の国民生活、文化及び国際親善に大きな役割を果たすためには、今後とも都市施設の整備を強力に推進することが必要であります。

以上の観点から、この際、同法の一部を改正し、昭和七十二年三月三十一日までの十年間、有効期限を延長して、所期の目的の完全な達成を図りたいと存するものであります。

以上が本法草案の趣旨の説明であります。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村岡委員長 これより採決いたします。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案に付託いたしました。所長の御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○村岡委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、ただいま決定いたしました両法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○村岡委員長 次に、内閣提出、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。天野建設大臣。

○天野国務大臣 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○天野国務大臣 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年に設立され以来、国民大衆の住宅建設に必要な資金等を融通することにより、国民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいったところですが、今後なお一層国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図っていくためには、現下の財政状況を考慮しつつ、改善措置を講ずることが必要であると考えられます。

この法律案は、以上のような観点から、今国会に提出された昭和六十二年度予算案に盛り込まれてゐる住宅金融公庫の業務に係る貸付制度の改善に関し、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法について所要の改正を行おうとするものであります。

次にその要旨を申し上げます。

そこで大臣の所見をお伺いするのですけれども、我が国の戦後の住宅政策に対する評価あるいは反省点、現在の住宅政策の大きな課題、問題点、ネックについて局長の方から答弁をお願いいたします。

第三に、災害復興住宅補修資金貸し付けの償還期間を十年以内から二十年以内に延長することといたします。

第四に、個人住宅貸し付けに係る二世帯が同居する住宅で償還期間が三十年以内、三十五年以内であるものの償還期間を、それぞれ四十年以内、五十年以内に延長することといたしております。

第五に、特別割り増し貸付制度の実施期間を昭和六十四年三月三十一日まで延長することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

和六十四年三月三十一日まで延長することといたしておきます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○村岡委員長 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○天野国務大臣 だときますようお願い申し上げます。

○村岡委員長 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○小野委員 最初に大臣に二、三御所見をお伺いいたします。

○村岡委員長 これより質疑に入ります。

○天野国務大臣 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小野信一君。

○小野委員 最初に大臣に二、三御所見をお伺いいたします。

○村岡委員長 これが國の住宅政策は、本来の目的からちょっと外れまして、貿易摩擦の解消のための内需拡大を柱としての住宅政策あるいは不況克服のための住宅政策、こういう説明がなされまして、本来最も大切にされなければならない家の欲しい人、国民からの需要に対する説明が二の次になつておるよう思われてなりません。その上に地価の高騰、所得の伸び悩みと、大変困難な事情が絡まつてなかなか住宅問題の解決が難しくなつておると私は思います。

そこで大臣の所見をお伺いするのですけれども、我が国の戦後の住宅政策に対する評価あるいは反省点、現在の住宅政策の大きな課題、問題点、ネックについて局長の方から答弁をお願いいたしました。

○天野国務大臣 小野先生の御質問にお答え申します。

住宅は国民の生活の基盤であり家族の団らんの場であるため、すべての国民が安定したゆとりある住生活を営むことができるようになります。

このため、良質な住宅のストック及び良好な住環境の形成を図ることを基本目標といたします。このねックを解消するためにはどういうことをしなければならないと大臣はお考えになつておりますか。

○天野国務大臣 いろいろあると思いますが、ようやく自分の本当の力で国民のほとんどが住宅を持つことができるよう現在の経済状態はなつておらず、この二、三年、いわゆる貿易摩擦等に関連しまして、いろんな症状が起きております。私は、やはり住環境は人間生活の基本でありますから、そういう観点から國民の欲求する内容を持つ住宅を建設すべきであると思いますが、なかなか、ちょっと申し上げましたように相当金がかかるものですから、その仕事を国がお手伝いをしてやつていくこと、これが我々ここ約二十年来とつておるような措置でござりますが、最近いろんな条件を緩和しまして、政府関係の手当てを十二分に見れるような措置を講ずるよういたしたいと考へております。

いずれにしろ、根本的には住環境をよりよきものにしたいという考え方には変わりありませんが、それに向かつて行政は努力をしていくべきであると考えております。

○小野委員 住宅局長にお伺いしますけれども、戦後の我が国の住宅政策に対する評価あるいは反省点、現在の住宅政策の大きな課題、問題点、ネックについて局長の方から答弁をお願いいたしました。

○片山政府委員 我が国の戦後の住宅問題という

の充足に終始をしてきたのが、二十年代から三十年代のことであつたと思います。その後、量的な充足を見つめなお質の面でまだ不十分な点があつたわけでありまして、現在反省してみますに、居住水準未満の世帯が一一・四%もあるということ、また平均居住水準の達成をしておりますのもおおむね約半分、こういうことであります。質の面から見まするとまだ十分ではないと考えております。したがいまして、これからは住宅対策の大きな問題点をいたしまして、まず新規に発生いたします住宅需要に対しましては的確な質のものを供給していくこと、それから、三千八百万戸ござりますストックの質の改善に取り組むということが大きな課題であろうかと思つております。

しかしながら、これの取り組みます場合の大きな問題点をいたしましては、やはり住宅の価格と所得の間になお乖離がございまして、国民一般が住宅を求める場合にお負担が大変大きい、こういうことが大きな問題点でありまして、そういう観点から、負担の軽減、取得能力の向上等が住宅対策の基本的な課題であろうかと考えております。

○小野委員 もう一度大臣に所見をお伺いしますけれども、多分去年の暮れごろか、あるいはこのとしの初めころだつたと思ひますけれども、財界の首脳の会議の中で、ある財界の一人の首脳が、政府が公共投資を行つても内需の拡大に転換する、経済成長率に寄与する率が以前と比較して非常に低くなつた、したがつて、補正予算あるいは前倒し等を行つても内需の拡大は非常に困難であるという發言を行つた記事が出ておりました。もしそれが事実であるとすれば、私どもも十分考慮しなければならない問題なのでありますけれども、大臣はこの發言についてどのようにお考えになり、

た判断であるとすれば、建設省としてはその発言に対してもうどういう措置をおどりになつたのか、聞きをいたしたいと思います。

○天野国務大臣 内需拡大との関連性でございますが、私たち担当省庁といたしましては、いわゆる内需拡大を政府部内で決定をするときに、公共事業の中で一番影響力の強いのは住宅であるという考え方を持っております。というのは、一つの仕事をやるのに数多くの業界が投入できるからであります。例えば建物一軒をつくるにしても、少なくとも何百という関連のある職業が動員されることになります。それですから、そういう考え方で内需拡大に十二分に寄与できるという考え方で努力をしてきたつもりであります。問題はその予算の対処の仕方ではないかと思います。十二分とは申し上げられませんし、十分とまでもいかないわけでありますけれども、少なくとも七、八分目ぐらいまでは最近とつた施策は当たっているのではないかなどという感じをいたしております。

○小野委員 局長にお尋ねしますけれども、その財界首脳の発言は事実ですか。以前と比較して公共投資の経済成長率への寄与率は年々低くなつて、現在ではそれほど期待できない効果になつておるのでしょうか。

○高橋(進)政府委員 まず先生のおっしゃつている財界人、どなたかということは今わかりませんが、そういう発言が昨年の暮れ新聞にも載りました。そのことに関しましては、直接その所屬する事務方とも、発言の真意なり内容がどういうものかということにつきまして建設省としても議論をいたしております。少なくともその件に関しましては必ずしもその財界人の発言が正確に伝えられないなかつたということもありましたし、またその事務方にも、公共投資に与える影響が少くなつたということを端的に示すものではないといふ見解もいただいております。

正直言つて、一般にこの問題についてはいろいろな議論があります。最近、公共投資が経済の成

長に及ぼす影響が少なくなつたのではないかと
う議論がある一方で、最近また特に消費性向が
くなつてること、あるいは円高によりまして
内経済に与える影響が大きくなつたのではないか
という意見を言う学者や財界人のおることも事実
でございます。いずれにしましても我々建設省
としては、従来からのデータその他からいって、ハ
ルによりましても、これは最新のモデルとい
少くない、また従来に増していけるという点を主
張しております。現に経済企画庁によりますモニ
タリングの結果、これは乗数効果がござりますけれども、是
も新しいものによりまして、公共投資の乗数効
果といふものは最初の年には一・四七、二年目には
は二・二五、三年目には二・七二の乗数効果がござ
るということで、これは例えば減税による効果とよ
かその他のいろいろな効果に比べても非常に大き
いというデータもございます。

そういったようなことで、基本的に私どもは、
経済成長に及ぼす影響というものは依然として非
常に大きいものであるし、最近の状況からいきま
しても特にまた強くなる可能性があるのではないか
かというふうに考えております。

○小野委員 初年度で一・四七、二年目で二・一
五ですから二年目の寄与率が〇・七八、三年目が
二・七二になりますから二年目から三年目の寄与
率が〇・四七。この数字は以前と比較して寄与率
が高くなっているのですか、それとも低くなつて
いるのですか。同じ条件で計算した場合にどうい
うことになつておるのでですか。

○高橋(進)政府委員 今申し上げました数字は、
経済企画庁の改訂世界経済モデルによります数字
でございます。これは五十九年二月でのモデルで
ござりますが、それ以前の世界経済モデルによ
りますと、最初の分が一・四七と先ほど申し上げ
したが、その部分が一・二七ということで、あと
の二年目、三年目の二・二五、二・七二というう

字は変わつております。むしろ一年目が改訂では大きい数字となつております。

○小野委員 そのように公共投資の乗数効果というのは減少していないということであれば、やはり財界の首脳のその発言に對して建設省としてしっかりととした反論といいますか説明をしておかないと、國民は公共投資の経済成長率への寄与率を非常に軽視していくと思いますので、その点、あらゆる機会に説明しておいていただきたい、こう要望しております。

そこで、今回の法律の五つの改正点がありますけれども、この五つの改正点を行つことによつて、改正前の建築戸数にどれほど住宅建設戸数を上乗せすることができるかと計算しておられるのか、その具体的な説明をお願いいたします。

○片山政府委員 今回の金融公庫法等の改正の内容は五点ございまして、一点目は特別割り増し貸付制度の適用期間の延長でありますと、との四点は、住宅改良でありますとか耐久性のすぐれた木造住宅あるいは二世代承継償還の二世代住宅、災害補修の場合、そういう場合の償還期間の延長ものであります。四点が償還期間の延長ものであります。そして、この償還期間の延長關係につきましては、住宅リフォームの促進でありますとか木造住宅の振興あるいは高齢化社会への対応といふような政策課題を踏まえながら住宅の質的向上を誘導すること、また灾害対策のためのものでありますと、住宅建設戸数の増要素は若干は含まれるもので、直接的に住宅建設戸数の増加をねらいとするものではないわけであります。

したがいまして、戸数に影響のあるものといたしましては、特別割り増し貸付制度の適用期間の延長でありますと、これに絞られてくることになりますが、この制度は六十一年度末までの施策を延長するものでありますので、六十一年度の建設戸数と六十二年度の建設戸数を比較いたしましたときに、これが特段の戸数増を予定しているということではございません。

しかしながら、同制度は当然のことながら戸数

の下支え効果はござります。したがいまして、下支え効果を経験則によりますモデルで積算をいたしますと、平年度ベースで一番新しいモデルを使いまして二万戸、今までずっと使っておりました古いモデルを使いますと三万戸、ですから、二ないし三万戸の下支え効果があるものと考えております。

○小野委員 住宅金融公庫法の改正によって改善されではおるのですけれども、五十六年以降の公庫法による建設戸数は年々減少いたしております。しかも、逆に民間によるものが増加しておりますのですけれども、その理由はどうお考えになつておりますか。

○片山政府委員 御指摘にありましたように、住

宅金融公庫融資の住宅着工戸数は、五十八年度に

前年度比二二%というふうに大きく減少いたしま

した。このことは五十七年に駆け込み着工が大変

増加したための反動の激減であつたと私どもは理

解しておりますわけですが、その後五十九年度、

六十年度の兩年度は一・一%、三・五%など、それ

ぞれ前年度比微減をしております。こういう微減

状態でこの二、三年推移してきたわけであります

が、この大きな理由として考えられますことは、

近年の所得の伸び悩み傾向が続いてきたこと、そ

れからこの時期、民間ローンがまだ比較的高く推

移をしていたたどり、それから若年層の增加

等によりまして、借家に対する志向が高まつてき

て持ち家離れが若干見られたということ、こうい

うことにあつたのではないかと考えているわけで

あります。

しかしながら六十一年五月以降の統計を見てみ

ますと、この二、三年とられました数次にわたります公庫の貸付金利の引き下げでありますとか、

特別割り増し貸付制度の創設でありますとか、そ

れども、そういう建てかえ需要関係が七十万から

八十万で推移をしていくだろう、それから人口の

流動関係を確保いたしますために適正空き家が必

要であります、そういう空き家確保の関係で十

万、これらを合わせまして、長期的には年当たり

約百三十万で推移をしていくものと考えておるわ

けであります。こういうことを踏まえますが、

六十一年五月からこの一月までの累計で申し上げ

ますと、前年度同期比で一〇・九%の増になつて

おります。なお、六十一年度におきます第三回ま

での個人住宅の募集の状況を見てみますと、前年度の同期に比べまして一三・五%の増で推移をいたします。したがいまして、六十一年度、今上回るものと考えております。

○小野委員 今までの答弁の中から理解できることは、我が国の住宅政策は量的発展から質的に転換を図らなければならない、このことがはつきりいたしました。同時に、国民の需要がそれに沿う年度の最終の予想といたしましては前年度を大きく上回るものと考えております。

○小野委員 今までの答弁の中から理解できるこ

とは、我が国の潜在需要はどのような数字を把握しておられますか。

○片山政府委員 まず我が国の住宅の需要の長期的な見通し、これは十年とか二十年というイン

ターバルでの長期的な見通しといたしましては年当たり約百三十万戸くらいではないかと考えてお

ります。そういう数字でもって推移をしていくの

ではないかと考えております。

この中身といたしましては、いわゆる世帯増、人

口増に伴います世帯増、それから社会移動に伴

化することによる世帯増、それから世帯が核家族

化することによる世帯増、それから社会移動に伴

う世帯増というのを住宅需要上推計するわけです

が、そういう世帯増関係が年当たり五十万から四十万で長期的に推移していくでしよう、それから

片方、建てかえ需要、これはその住宅を壊しましてその場に建てる場合の需要も当然あります、

住宅を壊しまして他の場所に住宅を建てる、もと

あつた住宅のところには、住宅が建つ場合もありますし他の用途の建築物が建つ場合もありますけ

れども、そういう建てかえ需要関係が七十万から

八十万で推移をしていくだろう、それから人口の

流動関係を確保いたしますために適正空き家が必

要であります、そういう空き家確保の関係で十

万、これらを合わせまして、長期的には年当たり

約百三十万で推移をしていくものと考えておるわ

けであります。こういうことを踏まえまして、六

十一年度から六十五年度に立てました第五期住宅

計画の場合と今回立てました第五期五カ年計画の場合は世帯増の中身を比較いたしますと、第二期の

場合は世帯増関係を社会移動を含めまして五割強

に見ておりましたけれども、今回の第五期五カ年計画ではそれは三五%に見て、逆に建てかえ

需要は当時は二五%くらいを見込んでおつたわ

けですが、現在は五五%今の計画では見ておる、それから適正空き家確保関係は当時は五%であり

ましたが、今度は一〇%見込んでおる、そのほか

に当時の二期五計では非住宅居住とかそういうも

の解消を約二〇%見ていた、こういうことでございまして、時代時代によりまして住宅需要の中

身は変わつてくるわけであります、今回の五期

五計では先ほど御説明申し上げたような計画を立てておるところであります。

○小野委員 外国の一例を見ますと、年の建築戸数

は人口の〇・六%くらいで推移しておりますけれども、日本の場合には大体一%を超える場合もあ

ります。一%前後になつております。これはもちろ

るん外国の場合は石を中心とした耐火建築だと

いうことと日本の場合には木造という例があると思

いますけれども、日本の建築戸数もやはりだ

んだん年々減少していく傾向になりはしないのだ

ろうか、そういうことを一つ考えます。

しかし、反面、住宅潜在需要を調べてみると、現在でも最低居住水準四人世帯で五十平米以下の

住宅に住んでおる人が三百九十五万世帯、全体の一

一一・四%、平均居住水準に住んでおる人々でも

しておる地域の住宅問題というものは土地問題と

の関連性が非常に大きいわけでありまして、家を

建てるよりも土地を買う方がべらぼうに金が必要

というのが最近の状態でござります。

土地問題について、私ここで議論してはちょ

うです。

建設五カ年計画では総計で六百七十万戸、年当りにいたしますと百三十四万戸ということをやつ

ります。したがいまして、六十一年度、今までの答弁の中から理解できるこ

とは、社会の情勢によつてかなり変化をしてきま

す。例えば、住宅建設がピーク時であります過去昭和四十七年を含みます第二期住宅建設五カ年

計画の場合は世帯増の中身を比較いたしますと、第二期の

場合は世帯増関係を社会移動を含めまして五割強

に見ておりましたけれども、今回の第五期五カ年計画ではそれは三五%に見て、逆に建てかえ

需要は当時は二五%くらいを見込んでおつたわ

けですが、現在は五五%今の計画では見ておる、それから適正空き家確保関係は当時は五%であり

ましたが、今度は一〇%見込んでおる、そのほか

に当時の二期五計では非住宅居住とかそういうも

の解消を約二〇%見ていた、こういうことでございまして、時代時代によりまして住宅需要の中

身は変わつてくるわけであります、今回の五期

五計では先ほど御説明申し上げたような計画を立てておるところであります。

○小野委員 人口増に伴います世帯増、それから社会移動に伴

う世帯増というのを住宅需要上推計するわけです

が、そういう世帯増関係が年当たり五十万から四十万で長期的に推移していくでしよう、それから

片方、建てかえ需要、これはその住宅を壊しましてその場に建てる場合の需要も当然あります、

住宅を壊しまして他の場所に住宅を建てる、もと

あつた住宅のところには、住宅が建つ場合もあり

ますし他の用途の建築物が建つ場合もありますけ

れども、そういう建てかえ需要関係が七十万から

八十万で推移をしていくだろう、それから人口の

流動関係を確保いたしますために適正空き家が必

要であります、そういう空き家確保の関係で十

万、これらを合わせまして、長期的には年当たり

約百三十万で推移をしていくものと考えておるわ

けであります。こういうことを踏まえまして、六

十一年度から六十五年度に立てました第五期住宅

計画の場合と今回立てました第五期五カ年計画の場合は世帯増の中身を比較いたしますと、第二期の

場合は世帯増関係を社会移動を含めまして五割強

に見ておりましたけれども、今回の第五期五カ年計画ではそれは三五%に見て、逆に建てかえ

需要は当時は二五%くらいを見込んでおつたわ

けですが、現在は五五%今の計画では見ておる、それから適正空き家確保関係は当時は五%であり

ましたが、今度は一〇%見込んでおる、そのほか

に当時の二期五計では非住宅居住とかそういうも

の解消を約二〇%見ていた、こういうことでございまして、時代時代によりまして住宅需要の中

身は変わつてくるわけであります、今回の五期

五計では先ほど御説明申し上げたような計画を立てておるところであります。

○小野委員 人口増に伴います世帯増、それから社会移動に伴

う世帯増というのを住宅需要上推計するわけです

が、そういう世帯増関係が年当たり五十万から四十万で长期的に推移していくでしよう、それから

片方、建てかえ需要、これはその住宅を壊しましてその場に建てる場合の需要も当然あります、

住宅を壊しまして他の場所に住宅を建てる、もと

あつた住宅のところには、住宅が建つ場合もあり

ますし他の用途の建築物が建つ場合もありますけ

れども、そういう建てかえ需要関係が七十万から

八十万で推移をしていくだろう、それから人口の

流動関係を確保いたしますために適正空き家が必

要であります、そういう空き家確保の関係で十

万、これらを合わせまして、長期的には年当たり

約百三十万で推移をしていくものと考えておるわ

けであります。こういうことを踏まえまして、六

十一年度から六十五年度に立てました第五期住宅

計画の場合と今回立てました第五期五カ年計画の場合は世帯増の中身を比較いたしますと、第二期の

場合は世帯増関係を社会移動を含めまして五割強

に見ておりましたけれども、今回の第五期五カ年計画ではそれは三五%に見て、逆に建てかえ

需要は当時は二五%くらいを見込んでおつたわ

けですが、現在は五五%今の計画では見ておる、それから適正空き家確保関係は当時は五%であり

ましたが、今度は一〇%見込んでおる、そのほか

に当時の二期五計では非住宅居住とかそういうも

の解消を約二〇%見ていた、こういうことでございまして、時代時代によりまして住宅需要の中

身は変わつてくるわけであります、今回の五期

五計では先ほど御説明申し上げたような計画を立てておるところであります。

○小野委員 人口増に伴います世帯増、それから社会移動に伴

う世帯増というのを住宅需要上推計するわけです

が、そういう世帯増関係が年当たり五十万から四十万で长期的に推移していくでしよう、それから

片方、建てかえ需要、これはその住宅を壊しましてその場に建てる場合の需要も当然あります、

住宅を壊しまして他の場所に住宅を建てる、もと

あつた住宅のところには、住宅が建つ場合もあり

ますし他の用途の建築物が建つ場合もありますけ

れども、そういう建てかえ需要関係が七十万から

八十万で推移をしていくだろう、それから人口の

流動関係を確保いたしますために適正空き家が必

要であります、そういう空き家確保の関係で十

万、これらを合わせまして、長期的には年当たり

約百三十万で推移をしていくものと考えておるわ

けであります。こういうことを踏まえまして、六

十一年度から六十五年度に立てました第五期住宅

計画の場合と今回立てました第五期五カ年計画の場合は世帯増の中身を比較いたしますと、第二期の

場合は世帯増関係を社会移動を含めまして五割強

に見ておりましたけれども、今回の第五期五カ年計画ではそれは三五%に見て、逆に建てかえ

需要は当時は二五%くらいを見込んでおつたわ

けですが、現在は五五%今の計画では見ておる、それから適正空き家確保関係は当時は五%であり

ましたが、今度は一〇%見込んでおる、そのほか

に当時の二期五計では非住宅居住とかそういうも

の解消を約二〇%見ていた、こういうことでございまして、時代時代によりまして住宅需要の中

身は変わつてくるわけであります、今回の五期

五計では先ほど御説明申し上げたような計画を立てておるところであります。

○小野委員 人口増に伴います世帯増、それから社会移動に伴

う世帯増というのを住宅需要上推計するわけです

が、そういう世帯増関係が年当たり五十万から四十万で长期的に推移していくでしよう、それから

片方、建てかえ需要、これはその住宅を壊しましてその場に建てる場合の需要も当然あります、

住宅を壊しまして他の場所に住宅を建てる、もと

あつた住宅のところには、住宅が建つ場合もあり

ますし他の用途の建築物が建つ場合もありますけ

れども、そういう建てかえ需要関係が七十万から

八十万で推移をしていくだろう、それから人口の

流動関係を確保いたしますために適正空き家が必

要であります、そういう空き家確保の関係で十

万、これらを合わせまして、長期的には年当たり

約百三十万で推移をしていくものと考えておるわ

けであります。こういうことを踏まえまして、六

十一年度から六十五年度に立てました第五期住宅

計画の場合と今回立てました第五期五カ年計画の場合は世帯増の中身を比較いたしますと、第二期の

場合は世帯増関係を社会移動を含めまして五割強

に見ておりましたけれども、今回の第五期五カ年計画ではそれは三五%に見て、逆に建てかえ

需要は当時は二五%くらいを見込んでおつたわ

けですが、現在は五五%今の計画では見ておる、それから適正空き家確保関係は当時は五%であり

ましたが、今度は一〇%見込んでおる、そのほか

に当時の二期五計では非住宅居住とかそういうも

の解消を約二〇%見ていた、こういうことでございまして、時代時代によりまして住宅需要の中

身は変わつてくるわけであります、今回の五期

五計では先ほど御説明申し上げたような計画を立てておるところであります。

○小野委員 人口増に伴います世帯増、それから社会移動に伴

う世帯増というのを住宅需要上推計するわけです

が、そういう世帯増関係が年当たり五十万から四十万で长期的に推移していくでしよう、それから

片方、建てかえ需要、これはその住宅を壊しましてその場に建てる場合の需要も当然あります、

住宅を壊しまして他の場所に住宅を建てる、もと

あつた住宅のところには、住宅が建つ場合もあり

ますし他の用途の建築物が建つ場合もありますけ

れども、そういう建てかえ需要関係が七十万から

八十万で推移をしていくだろう、それから人口の

流動関係を確保いたしますために適正空き家が必

要であります、そういう空き家確保の関係で十

万、これらを合わせまして、長期的には年当たり

約百三十万で推移をしていくものと考えておるわ

けであります。こういうことを踏まえまして、六

十一年度から六十五年度に立てました第五期住宅

計画の場合と今回立てました第五期五カ年計画の場合は世帯増の中身を比較いたしますと、第二期の

場合は世帯増関係を社会移動を含めまして五割強

に見ておりましたけれども、今回の第五期五カ年計画ではそれは三五%に見て、逆に建てかえ

需要は当時は二

す。と国土庁長官に悪いのであります。でも、どうして
東京のようなどころでは供給資源がほとんどない
からでありますから、そういう観点から特殊な政
策を講じない限り、土地を安易に獲得できるとい
うことは非常に難しいのではないかと思います。
私自身、個人的にはいろいろ考え方を持つてお
ますが、ここでそれを申し上げることは時局柄ど
うかと思いますから申し上げませんが、いずれに
しろ土地というものを安定した形で、了承のできる
ようなどころまで強制手段を講じても抑えるべ
きではないかという考え方を私は持つております。

○小野委員 そこで、国土庁にお尋ねしますけれどこの程度にしていただきます。

とも、現在東京都心の、特に商業地の地価が急上昇いたしまして、その影響が住宅地まで波及をいたしておりますことは御存じのとおりです。

そこで、買いかえの問題でお尋ねしますけれども、ビル用地として居住用財を高額に売り、今度

は住居資財をその範囲内で異常に高く買うという形が行われて、ますます地価の高騰を進めておることは御存じの方と台りであります。私は二つ買、

かえ制度を否定するものではありませんけれども、非常識な異常に高い買いかえが行われること

現状を黙視していいものなんだろうか。少なくとも常識的に考へる土地の売買によって買いかえが行つるなら、まことに特許法上、どうもう。

行われるなどは私にこの特別措置法も認めることがあります。しかし、これはあくまでも、異常に高い場合までこれを認めるということについては大

きな疑念を持つております。
もう一つは、土地等の長期の譲渡所得の一〇%

の分離課税でありますけれども、通常私どもの常識で考えられる範囲の土地売却ならいいんですけれども、これまた異常な高値で売却した場合にこの二〇%の分離課税でいいんだろうか、こういう気がしてなりません。

そこで、この買いかえに対する特別措置と長期譲渡の所得の二〇%の分離課税について、早急に着手する御用意はございませんか。○田村政府委員 東京都心あるいはその周辺地域におきます地価上昇、この原因は、私どもは基本的には都心部の事務所需要が非常に大きくなつて、それに対する供給が足りないということであると思いますが、先生御指摘のよう、事務所用地等を売却した者が買いかえ、特に居住用財産等につきまして買いかえをする、こういう動きがござります。この買いかえ特例の税制がございますために土地の単価にかなり寛大な態度で高値の土地を買っていく、こういう需要があるわけでございまして、さらにまたそういう需要を当てにした一部不動産業者の手当て買い、あるいは土地転がし、こういった現象が都心部地価高騰の周辺住宅地への波及を加速していることは事実であると思ひます。

こういった現状に対処するために、私どもいたしましては、まず業者による土地転がしと高値手当て買いかえすることが必要であると考えております。私どもが聞いておりますところでは、土地売買の実例のはほとんどはこういった買いかえ需要を当てにした不動産業者の手当て買いかえあるいは転売、こういうことがかなり多いということを聞いております。これに対しまして私どもは、超短期重課制度、つまり買った土地を二年以内に売る場合の譲渡所得につきましては非常に高率の税を課するということ、これにつきましては、現在その税制改正案を国会に提出して御審議いただくことになります。

さらに、東京都の条例が昨年の十二月から施行になりました、今度四月一日からは二十三区、それから武藏野市、三鷹市に対象地域を及ぼす予定になっておりますけれども、この条例の施行によ

りまして小口の取引を規制する、これによつて投機的取引を抑制する、こういうことでかなり効果が期待されると思っております。これによりまし

て、先生御指摘のような事態はかなり避けられるのではないかと思つております。

のお話が出ましたけれども、これはいわゆる法人の十年以内の短期の譲渡所得に対する二〇%の分離課税のお話かと思いますけれども、これにつき

ましては私ども特に投機的取引を抑制する観点から、二年以内の譲渡所得については三〇%の分離課税を行う、こういう税制改正案を提出している

ところでござります。
○小野委員 結局、この買いかえの特例は認める
という考え方になりますか。私は、異常な高値で

売買される場合にこの適用を除外することが今早急に求められていると思うのです。いかがですか。

○田村政府委員　実は昨年、税制改正の要望におきまして、私どもは買いかけ特別制度を少し修正

する、現在居住用財産につきましては買った範囲内ではすべて課税が繰り延べされるわけでござりますけれども、先ほど申し上げましたような事情

を勘案いたしまして、時価あるいは公示価格等を参考にいたしまして適正と認められる一定の額を限度としてそれ以上は業り正べと思ひない、こう

いう税制改正案を要望いたしたわけであります。しかし、これは次のような理由によって結局認められなかつたわけでござります。

まず、税法上土地の値段について適正価格を設定することは妥当であるかどうか、この点が税率当局から質問を出したところだ。もし

が積算当局から指摘されたわけであります。それから、これは一定の額以上は繰り延べを認めないとすることになるわけでございますが、そういう

ことになりますと、特に個別の土地価格について、それが見ても直ちに価格が明らかになるような尺度、基準になることが求められるわけですが、いざされども、これがなかなか固定資産税評価額を

用いても問題がございまし、相続税評価額を用いてもなかなかうまくいかないということで、技術的に非常に困難であるということがございまます。それから三番目に、仮にだれが見ても直ちに価格が明らかになつたとしても、税務執行上トラブルが多発するであろう、苦情あるいは訴訟といつたことが頻発するのではないかということです、税務当局とかなり折衝したわけでございます。けれども実現を見るに至らなかつたという経緯がございます。しかし、事態の推移によりましては、私どもとしてはさらに検討を続けるつもりでございます。

○小野委員 結局は、地価の高騰をこのまま放置して、購入価格と所得の乖離を改善することなく、ますます国民の住宅の要望にこたえられないということになるだらうと思います。

そこで、建設省住宅局がおしておる「住宅事情と住宅対策の現況」の中でお尋ねすることは、日本の住宅水準についてでございます。我が国の住宅水準を国際的に比較してみまして、政府は国民生活白書の中で、あるいはこの本の中でも、いろいろ条件はつけておりますけれども、我が国の住宅は既に欧米水準に達していると主張しております。例えば一戸当たりの部屋数は四・五室で、アメリカ、イギリスに次いで上位三番目にある。一室当たりの人員数も〇・八人で、一人一室の日的是既に達しておる。日本の住宅事情はますますの水準に達しているという結論を出しておりますけれども、これに対する局長の認識をお尋ねいたします。

○片山政府委員 我が国の住宅の水準と諸外国とを数字で比較しました場合は、ヨーロッパ系と比較しました場合は数字で約一割ぐらいの差が概数ではございまして、日本の方が低いという状況になつております。一割という数字はかなり接近して、例えば我が国では建築物は壁心ではかつてしまつたというような見方も逆にできないわけではないわけであります。しかしながら、その中身のはかり方などは各国それぞれまちでございまして、

りますけれども、歐米の場合は大体が内のりで
もつてはかる。内のりと壁心ではかりました場合
は、その差が約一割弱ぐらい出てくると言われて
おります。それからまた、フランスのような場合
ですと、主たる居室の床面積をカウントしまして
従たるものについてはカウントしないというよう
なルールもあるようでございます。そういう差を、
中身を考えました場合は、やはり規模の面におき
ましても我が国はまだまだ欧米各国に比べまして
かなり劣っていると私は考えております。
○小野委員 私もその意見に賛成でございます。

いかがですか。

○片山政府委員 住宅の水準を的確に把握いたし
ますためににはやはり各部屋の規模を無視して考
ることはできないこと、先生の御指摘のとおりで
あると思います。そういう観点を踏まえまして、
第五期五カ年計画におきましてもそれぞれの居住
水準の中で主寝室の面積の標準を示しましたりあ
るいは最低限を示しましたりして、第五期の五カ年
計画の場合の誘導居住水準を設定したところで
あります。これはまだ一つの基準でありまして、
これを目標に進む。誘導居住水準の五カ年計画の
年ごとに立位置づけ、西暦二〇〇〇年を目途に

国民の五割がそれを達成するという目標を設定したわけでありまして、現在この誘導居住水準を規模で満たしておるものには五十八年の住宅統計調査では約二八%でありますから、そういう面からまといりますと、規模の面をとつただけでもまだまだおくれがある、こういうことでござります。

ばいけないことは、やはり一戸一戸の質を高める
ということをございまして、その中で一番大きな
要素は規模の点でござります。今後はそういうこ
とに大いに留意して住宅対策を推進してまいりた
いと思います。

○小野委員 比較すべき主体の基礎的条件を同じくして彼我の比較の結論を出していただきたい、

こう要望いたしておきます。
次に、住宅建設の経済成長への寄与率の問題で
お尋ねいたします。

全国勤労者世帯の平均収入世帯で家を持つ場合に、資金調達可能額を住宅価格指數でデフレート

した実質資金調達可能額を求めて、これを持ち家系住宅着工戸数との対応で見ますと、五十七年度

まではこの実質資金調達可能額の増減に応じて一年のタイムラグをもつて着工が増減をいたしてお

戸数にはつきりとあらわれてまいります。そこで、あるいはベースアップがあつたとか、こういう購入のための条件が改善されると、一年後に着工します。要するに、六十一年に金利を下げるとい

この実質資金調達可能額、家計収入の伸び率を変数として持ち家着工戸数を説明する関数をつくることができると言われております。この公式をつくって、その資金へ、公庫の金利を五・五%から五・二五%に、民間ローンの金利を七・五六%から七・〇二%に低下されると、それだけで約二万戸程度の増加が期待できる、こうも計算されました。

こういう結果から見ますと、六十一年度の住宅着工戸数の可能性は百三十万戸と計算されておりますけれども、これは事実でございますか。

○片山政府委員 六十一年度の住宅建設戸数の見通しでありますけれども、六十一年の四月から六十二年の一月までの前年同期比で申し上げまして、たしか一・三%ぐらいであったかと記憶しておりますけれども、その推移から一月、三月の統計を入れまして六十一年度統計をつくりますと、おおむね百四十万ぐらいのところに落ちつくのではないかという予測を持っております。

○小野委員 そこで、今我が国の経済は不況、どん底であります。貿易摩擦の解消によつて内需の落ち込みもまた大変な事態になる。国民はだれもが内需の拡大を願つております。特に内需の拡大の中心は住宅建設であることは言うまでもありますけれども、その中で公共投資、あるいはその中の住宅建設はどの程度の寄与率を経済企画庁なり政府から要請されておるのですか。要請されておるとすれば、その目的達成のために住宅建設を幾らぶやさなければならぬのかということは、今の数式等を当てはめますと金利の問題、償還の期間の延長の問題、民間のローンの金利引き下げの問題等当然計算が出てくるわけですから、もしそれらに対する見通しが六十二年度の経済政策の中にはつきり示されておるとすれば、そのことを説明してい

ただきたいと思います。
○片山政府委員 六十二年度の経済見通しの中で、総体で実質三・五%の伸びを見ておりますけれども、この中で住宅につきましては実質七・一%の伸びを見込んでおりまして、金額的には投資額といたしまして、これは名目であります、一七・七兆という見込みでございます。
○小野委員 局長、ことし六十二年度の住宅着工戸数をどの数字に設定して、それが経済成長率にどのような寄与を示すと計算しておりますか。
○片山政府委員 住宅につきまして全体で七・一%の実質増と見込んでおりますが、たしかに

○小野委員 住宅を建設する場合に、先ほどから答弁をいただいておりますように地価の問題が解決されない限り非常に難しい問題を含むだらうと思います。しかし、國民の住宅への潜在的需要はかなりある。特に先ほどから落ちておる問題で老

人世帯の老朽化、これが非常に大きいことははつきり出ております。しかも、六十五歳以上のお年寄りが住んでいて早急に改善をしなければならない住宅は、三百万以下の所得の人々が七〇%ぐらいいを占めると言われております。したがつて、これらの人に対する対策が保障され確立されなければこれらの古い住宅を建てかえることも促進され

ないわけですから、早急にそれらの対策を立てなければ百四十五万戸という着工戸数は無理になるだろうと思います。したがって、もしことし、来年で購入価格と所得との乖離の解決が無理だとすれば、国民の要望にこたえるためには当然公団住宅、公営住宅というものがその中間の対策として早急に建てられなければならないと私は思うので

○片山政府委員 住宅対策の基本は、先ほどから御説明を申し上げているように住宅価格と住宅取得能力との乖離をいかに埋めるかということでありまして、そのためには、まず持ち家対策につきすけれども、それらに対するお考へをお持ちでしようか。

ましては負担の軽減の観点で長期低利の融資を充することが基本であると考えております。ちなみに住宅金融公庫融資の利用の状況で見ますると、所得の五分位に分けました場合に、下の低い方から第一分位、第二分位で約五割の方々が公庫融資を使っておられる、非常に低額所得者の方々も利用されている、こういう点がございます。したがいまして、そういう観点からは公庫融資の拡充というのが今後のまた一つの大きな課題であろうかと考えております。

さらには、持ち家取得になかなかいけない方々、そういう方々はまた公的賃貸住宅に入居されるわけでありますけれども、その公的賃貸住宅につきましても、公団住宅、公営住宅ともに、現在シーリングの枠内で大変厳しい財政情勢になつておりますけれども、戸数は前年度と同じ一万五千戸と五万四千戸を確保いたしまして執行に努めているところであります。

○小野委員 私が最初に申し上げましたように、内需拡大の柱としての住宅建設、こう言いますと、一年に百四十万戸、百五十万戸を建てますとその関連企業を含めますと何兆何千億の資金が動きます、したがつて経済成長率にこれだけ寄与いたします、こういう説明はあるのですけれども、家に住みたい、家を購入したい、こういう人々の率直な希望、率直な要求にこたえる説明は二の次になつております。

今、公庫融資法によつてわずかに六%の資金を投入することによって、政府のお金を使うことによって建築総額の四五%を占める、こういう事態になつております。したがつて、昭和五十五年に建築されました百二十一万戸のうち、住宅数で四五%の五十四万戸が建てられております。要するに、六%や七%の政府資金を融資することによつて、あとは個人の調達する資金を使って住宅が建てられることになる。しかし、年々地価の高騰によつて住宅水準が小さくなつておる、こういう結果が出てることは明らかであります。したがつて、さいの河原じやありませんけれども、こ

の悪循環を断ち切ることが今必要なんぢやないでしょうか。この悪循環を断ち切るために何をすべきなのか、今建設省が国民に向かつて提示しなければならない問題点だと私は思います。それが量的住宅行政から質的に転換された住宅行政だと申うのですけれども、その転換の具体的提案がないものですから、私は、はい、そうですかと言つて座るわけにはまいらないような気がするのです。今、日本の持ち家比率は六十数%になつて世界最高だらうと思います。スウェーデンは持ち家比率が三〇%台です。持ち家の比率が高いから居住水準が高いのだ、住宅が高級なのだということは少なくとも日本の場合には当てはまらない、むろ持ち家制度、その比率が高いということは住居の質の悪さを示す何物でもないよう思はれてなりません。したがつて、今政府がやらなければならぬのは、憲法で保障された生活水準、居住水準をしっかりと守れるような公営住宅を提供する、アパートを提供することだと思います。そういう意味の大きな転換を私はお願いするのですけれども、最後に大臣の所見を伺つて終わります。

○天野国務大臣 御意見ごもっともだと思います。そういう点で私たち、自分に当てはめて考えてみますと、自分の住宅というものは一回つくるとつくりかえがなかなか困難であります。と同時に、都市地帯においては自分の土地を購入して持ち家をつくることは非常に困難な状態になつております。最近の水勝的に膨れてきた日本の経済が、国民のそうした要求にマッチできるような策がまだ行われていないというのは現実だと思つております。

私も、勉強不足ではありますが、ここ十数年間この問題に取り組んできております。いろいろな疑問もあります。しかし、国民がたやすく環境のよい住宅を求める方向に持つていい考え方で努力をしてきたわけではあります
が、國で行う施策としては公団、公庫等が主であります、その内容についてよい方向に持つていいことは非常に難しい状態であります
が、

○小野委員 終わります。

○村岡委員長 辻第一君

○辻(第3委員) 住宅建設に関連をして、何点かお尋ねをいたします。

まず、大臣にお尋ねをいたします。

我が国の住宅水準は一定の水準に達したというふうに言われておりますけれども、外国人から見ればウサギ小屋といふような表現があるよう、非常に貧困な実態があるわけであります。そういう中で、健康で文化的な生活を営むに足る住宅をどうやって確保するか、これが問題であります。しかし現状は異常な土地の高騰でありますとか住宅価格の値上がり、一方国民の住宅取得能力は、これまで異常な円高あるいはその円高不況、また産業構造の変化という状況の中で、実質的に後退をしているということが実態ではないかと思うわけであります。殊に土地の値上がりはひどいですね。殊に東京都では年間に二倍も値上がりをしているというようなところが非常に広範囲に広がつておる。庶民が一戸建てを手に入れるのは非常に困難だという状況ですね。それから、マンションなどの一月の首都圏の平均価格で三千万円を超えておるという状況、住宅を取得することは非常に難しいという状況に入つております。また、幸い大変な努力で手に入れられても、その後はその負担で押しつぶされるような厳しい状況も待ち受けていいというものが今日の状況だと思います。

そうして、今内外の経済情勢の中で内需の拡大、殊に住宅の建設というようなことは非常に大きな役割を持つ内容だと思うのです。しかも、住宅建設をする関連の業界、建設業を始め、また私どもの奈良では木材業でありますとか林業というような方が、もつともっと住宅建設の増加をと

いうことを本当に真剣に願つておられるわけであります。幸い金利の低下、いわゆる住宅ローン金利の低下などで一定増加をしてきている。そういうことで、析るような気持ちで願つておられるという状況であります。住宅建設の場合は、建築請負と売買は非課税という事であります。しかし、木材や鉄骨、セメントなどの資材の課税で値上がりは避けられない。新聞報道でも、建設省の試算として千六百三十万円の標準的な住宅の建設費に対し資材コストは約六割で、税率5%の売上税の導入なら四十九万円の負担増になる、こういうことも言われております。

こういうふうに考えてまいりますと、この売上税というのは本当に庶民のマイホームの夢を遠のかせる。また、建設業者を初め建設に関連する業者、木材業者あるいは林業関係者を初めすべての業界と言つていいほど反対が強まっているわけであります。私どもの地元でも、この三月十三日には、木材協同組合を中心に二千名の人が集まって売上税反対の決起集会が開かれた、こういう状況もあるわけであります。

大臣、私は、このような状況の中で売上税を撤回すべきだと考えるわけでありますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○天野国務大臣 随分難しい御質問でございますが、中曾根内閣の閣僚を続いているうちはやはり賛成せざるを得ません。そうですから賛成をしております。売上税の法律の問題の中身についてはまだそれほど検討されておりませんが、これからこの国会で恐らく結論が出るであろうと思います。やはりそこまで私は賛成でいかなければいけないと思っております。

○辻(第)委員 中曾根内閣にいる限りはといふことはなしに、建設大臣として本当に住宅問題をどうやっていくのか、国民の要望、業界の要望にどうこたえていくのかという立場で、売上税を撤回をするという立場でひとつ奮闘いただきたい。重ねて要望いたします。

次に、少し触れましたが、異常な土地の高騰ですね。この三月十八日に日銀が発表しました全国銀行預貸金調査というのですか、これによりますと、不動産への銀行の融資残高は昨年末で二十七兆八千億円に達した、昨年一年間の融資増加額は七兆三千億にもなっている、こういうふうに聞いております。全体が昨年末で二百六十八兆ということになりますので、その一割を超えているということになります。一方製造業は、設備投資に限つて見ますと、十二月の貸出残で十兆九千億、前年同期比マイナス二・二%、「こうじゅ」とあります。これを見てまいりましても、銀行の資金が物の生産に向かわずに不動産などに大きく流れている。そういう中での土地の高騰ですね。投機的な土地の取引でありますとかあるいは土地転がし、こういう状況が生まれているのではないか。こういうことを考えてまいりますと、当然このようないくことを見ています。一方製造業は、設備投資に限つて見ますと、十二月の貸出残で十兆九千億、前年同期比マイナス二・二%、「こうじゅ」とあります。これを見てまいりましても、銀行の資金が物の生産に向かわずに不動産などに大きく流れている。そういう中での土地の高騰ですね。投機的な土地の取引でありますとかあるいは土地転がし、こういう状況が生まれているのではないか。こういうことをしてこられたのか、これからどのような対応をしていかれるのか。この不動産融資に対する対応を聞いてお答えをいただきたいと思います。

○田村政府委員 地価高騰の原因はいろいろあるわけですが、なぜかといふと、金融緩和状況がこの高騰に拍車をかけている、そういう役割を果たしているということは御指摘のとおりだと思います。

私も、土地関連融資につきましては、地価高騰地域におきまして著しく適性を欠く取引あるいは投機的な取引、こういものに対しまして金融機関が融資をすることを厳に慎むようにということで、これは私どもの方から大蔵省の銀行局においてお伺いをいたしまして、銀行局長から通達を出していただいております。六十年の七月、六十一年の

四月、それから昨年の十二月と三度にわたりまして通達を出していただいておるわけでございまして、さらにまた、自粛を促すだけではなくて、半期ごとに不動産関連融資の報告をしてもらうというふなことにもなつておるわけでございます。こういった趣旨を今後さらに一層徹底させていただきたいと思っておりますし、また、土地取引等の情報を金融当局とお互いに交換しながら、その趣旨の徹底に役立てていきたいというふうに思っております。

○辻(第一)委員 現状を見てまいりますと、もう異常な土地高騰ですね。その対応策というのはいつもおくれおくれで、結局、泥棒を捕まえてから櫻井をなうというような現状だと思うのですね。本出をなうと積極的に今後とも十分な対応をしていただきたい。要望します。

次に我が國も超低金利時代に入つてまいり型で五・五%，固定型で六・四八%にこの四月一日からなるようあります。ところが、政府は資金運用部の預託金利を三月七日から下げましたね。これはどのように下げられたのか、下げ幅はどれぐらいなのか、お尋ねいたします。

○片山政府委員 財投金利の引き下げ、貸付金利の引き下げは三月七日に改正されまして、以前が六・〇五%でありましたけれども、これが六・二%、下げ幅で〇・八五%でござります。

○辻(第)委員 ところで、それに応じて住宅金融公庫の個人向け貸付基準金利の引き下げが近々行われるようになります。それはどのようにやらちるということでしょうか。

○片山政府委員 金融公庫の貸付金利につきましては、財投金利の貸出金利に基づきまして設定をしているところでありますて、三月七日の下げに伴いまして現在その作業を進めております。

まず、これは規模別にそれぞれ決まってまいるけれども、百二十平方メートル以下の住宅の規模の場合は四・七%。現行からの下げが、二五から四・七でありますので〇・五五%。そ

から、百二十平方メートルを超えて百四十五平方メートルまでの住宅につきましては現行五・六五を五・〇にする。下げ幅で〇・六五あります。さらに百四十五平方メートルを超えて二百平方メートル以下のものにつきましては現行六・一五を五・三、下げ幅で〇・八五、こういうことにいたすことにしておりまして、現在施行令の改正に向けて作業中でございます。

○辻(第)委員 今三つに分けてお答えをいたしたいのですが、その中で一番中心になるのは五・二五から四・七ということですね。資金運用部の預託金利の下げが〇・八五ですね。それに対しまして今の一番中心の下げ、住宅金融公庫の個人向けの基準金利ですか、これが〇・五五%だ。私どもは、昨年の十二月に大臣にも国際居住年の住宅問題での申し入れをいろいろさせていただいたのですが、その中でも大幅な公庫の金利の引き下げというのことを要望しておったわけであります。資金運用部が〇・八五%下げた、そして公庫が〇・五五%の下げだ。私は非常に残念なんですね。私どもは大幅というふうに考へておるわけであります。ですが、最低限でも、〇・八五%下がったんだから、それにフルに連動して〇・八五%個人向けの貸付基準金利も引き下げるのが当然だ、こういうふうに考えてきたわけでありますけれども、どうしてそこまでいけなかつたのか、その辺のところをお答えいただきたいと思います。

○辻(第)委員 今の日本の現状から、国民の要望から、また内外の経済的な情勢の中から、私は非常に残念なことだと思うのですね。少なくともフルに運動して〇・八五%の引き下げをやられるべきだ。今からでも遅くない。もう遅いですか、まだ閣議決定云々というようなことがあるようありますか、もつとこれは頑張っていただきたい。大蔵省に負けてもらっちゃ困ると思うのですが、天野先生のような大物大臣にひとつ頑張っていただけで、大蔵省に負けないよう御奮闘いただきたいと思うのです。〇・八五%に満足するわけではないのですが、もつと大幅ということを我々は願っているわけでありますか、せめてフルに運動してほしかったというのが私どもの考え方、恐らく國民も業界の人もそのことを願っているというふうに思つわけであります。そういう点で、ひとつ大臣の御見解も伺いたいのですが。

○片山政府委員 説明が少し足りませんでしたのでちょっと補足させていただきます。

住宅対策の推進という観点からのみを考えますれば確かに金利は安ければ安いほどいいのですようけれども、しかしながら、財投金利の貸出金利をもとにしまして金利を低減いたしまして公庫が安い金利でお貸しするとなりますと、当然かなりの財政からの負担がかかります。現在、毎年三千四百三十三億という補給金を支給しておりますし、六十二年度末で特別損失金の累計が四千五百億にもなる、こういう背景が一つはございます。それからもう一点、公庫金利の定め方というのはあくまでも財投金利に基づきまして決めるわけでありますけれども、この場合、財投金利の変動をした場合にも、その変動に応じまして、それなりの応じ方でもつて変えていくわけでありますか、財投金利が高くなつた場合につきましては法でもつて五・五%以上に上げない、五・五%が法定の限度で上を歯どめをしてございます。そういう見返り措置としまして、逆に下がります場合

につきましてはそれなりのルールを設けるべきではないか、こういうこともありまして六割という数字を使わせていただいたわけでありまして、これはごく最近の、前回、前々回の改定の場合もその六割という数字を使ってやつたところであります。

○辻(第)委員 いろいろ御説明があつたわけであります、私はそれ以上言わぬことにします。しかし、もっと大幅な引き下げ、そういうことだけ強く要望して、次に移りたいと思います。

次に、公社住宅に関連してであります、今度の公庫の金利の引き下げは、当然住宅供給公社への金利も引き下げられることになりますね。それは大体どれぐらい引き下げられることになるので

○片山政府委員 公社の賃貸住宅関係に対します金利の適用は、現行の五・二五%から四・七%、新金利に移動する、こういうわけであります。

○辻(第)委員 それでは先ほどの中心的なことと同じですね。当然これが引き下げられるということになりますと、新しく建てられる住宅の家賃はそれが反映されるということですね。そして、これまでの五・二五%の金利の資金で建設された住宅の家賃よりも、新しく建てる四・七%の金利で建設される公社の賃貸住宅の家賃というのは当然低く設定をされるということになりますね。そこで、私はこの金利の引き下げのメリットが公社賃貸にストレートに反映をされるべきだ、このように考えるのですが、その点はどうなんでしょうか。

○片山政府委員 公社に対する適用の仕方でありますけれども、新金利はあくまでも新規住宅供給のものに適用されることになります。したがいまして、新規供給住宅の場合、例えば一つの例としまして、一戸当たり六十三平方メートルの三DKを考えた場合に、現行の家賃の決め方でいきますと、旧金利の場合は月額が九万四千円でありますけれども、新金利の場合は八万七千円に約七千円引き下がることになります。しかしながらこれは

あくまでも新規供給に限るわけでありますので、既に管理しております既存の賃貸住宅にはこれを適用することは困難なものと考えております。

○辻(第)委員 今具体的に引き下げる額の例もお示しいただいたのですが、私もまだ十分勉強していないので確信を持つて言えないのですけれども、これまでの経過、少し議事録などを読んでみたのですが、調整賃方式などというのがこのごろ考え方の中へ入ってるのですね。ですから、そういう考え方の中で今度のがストレートに反映されないということはないですね。ストレートに反映されますね。

それから、最近のものは大体いわゆる傾斜家賃よりも上回る、いわゆる傾斜家賃の最終の方なん

でしようか、そういうようなことを聞いているわけですが、そういうことがないよう、この金利が下がった分がきちんと反映をされるということでやついただきたい、このように思うのですが、私の言うことがわかりますか。どうもちょっと御理解いただきにくいですか。

とにかく私の言いたいのは、金利が低下をする、そのことが十分反映をされて、十分家賃を引き下げていただきたい、このことを強くお願いをしているわけであります。そういう点で御見解を伺いたいと思います。

○片山政府委員 先ほど御説明申し上げました、家賃の決め方で申し上げました中には、当初十一年の傾斜をかけることも含んで御説明したつもりでありますけれども、もちろん旧金利で設定しました傾斜を新金利のものが追い抜くというような

な、そういうことは決してございませんで、新金利になつて下がった分だけ全体が下がる、こういうことでございます。

○片山政府委員 公社に対する適用の仕方でありますけれども、新金利はあくまでも新規住宅供給のものに適用されることになります。したがいまして、新規供給住宅の場合、例えば一つの例としまして、一戸当たり六十三平方メートルの三DKを

最後に、民間金融機関の住宅ローンの問題であります、これは大蔵省にお尋ねをいたします。史上最低の超低金利時代に入つて、民間金融機関の住宅ローンも借りかえというのが広がつております。昭和五十年代の九%、八%台の金利の非常に高い住宅ローンを借りている人は、現在六・四八%、いずれも固定型の話であります、この金利に借りかえたと希望するのは当然だと思うのですね。人情のしからしめるあるいは経済的な問題のしからしめるところだと思うのですが、ところが金融機関は、それぞれ立場があるのでしうが、自社内の固定型から固定型への借りかえを好まない。なかなか認めないと悪いですが、洪るというんですか、そういう傾向があるようであります。それぞれ金融機関の営業姿勢で異なる

ようであります、住宅ローンの重さというのが本当に国民の暮らしを圧迫をしているということでありますから、大蔵省としてはこういう金融情勢の上あるいは国民のいろいろな要望を勘案をして、この国民の率直な願いにこたえるように何らかの手を打つていただきたい、というふうに思うのですが、いかがでございますか。

○杉井説明員 先生御指摘のように、最近におきます住宅ローン金利の低下に伴いまして、御指摘のよう比較的金利が高い時期に借り入れられました住宅ローンの繰り上げ弁済とか、あるいは御指摘のような条件変更といった要望が多くなつてます。このよう承知しておるわけでございまして、このような要望にどのように応じるかは各金融機関があくまで個別の経営判断によってなされ

ております。

○村岡委員長 ただいま議決いたしました法律案に對し、谷洋一君外四名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議・民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○村岡委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村岡委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。中村茂君。

○中村(茂)委員 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党・護憲共同・公明党・国民会議・民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を御説明申上げます。

案文はお手元に配布しておりますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のこととありますので、この際、案文の朗讀をもつて趣旨の説明にかかることがあります。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきで

いたしました。

午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後零時三十二分開議
○村岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出 水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村茂君。

金等を引き下げるという、いわゆる補助金カットの法案が出てきたのは六十年からだというふうに思います。六十年のときには一年間を、法律はそれぞれの省にまたがるものの一括して出してきま

た。そして、六十一年、六十二年、六十三年と今一度は三年間を、やはり法案は一括して出してきた。それぞれ審議の過程で、公共事業を拡大していく

場合もこのような補助金をカットして金を集め
やっていくというようなやり方は本格的なやり方
じゃないじゃないか、また、補助金をカットする

ことですから地方自治体に大迷惑をかける、こういうことで、審議の過程においてもまた附帯決議それぞれの中においても、今申し上げたそういうことはすべきではないという趣旨が盛り込まれてきただとうふうに思ひます。

しかも今回の場合は、六十一年、六十二年、六十三年、三年間やる、こういうことで法案が出来され、委員会でそれぞれ審議されて、そしてやつて

いこうと。ところが一年もたないうちに、決まり中身の六十二年と六十三年を今回出してきた。私はこのやり方というのは、今売上税の問題がよく問題になって、公約違反だとかいろいろ意見が出でていますけれども、公約違反という問題以上のこれは問題じゃないか。というのは、今も申し上げましたように、いずれにしても審議して三年間

対しても三年間こういうことでいきますよとやつたわけです。六十一年過ぎて今度六十二年には、一年もたたないうちに決まっている中身をなお上積みする。しかも今回は直轄事業までカットしますよとやつすよと。しかも、今までは一括で出てきたわけですが、それども、今回はそれぞれの省庁に法案を分割して出す。提出の仕方についてもまた中身についても、私はそういうやり方というものは絶対納得できないわけであります。

したがつて、どうしてこれだけ審議してきたものが六十二年、六十三年また上積みしますよといふことになつたのか、建設省、国土庁、大蔵省、自治省のそれぞれの態度について御回答いただきたいと思います。

○高橋(進)政府委員 ただいま中村委員から御指摘ございました点も承知いたしておりますが、基本的に今回お願ひいたしますことになりましたのは、予想もできなかつた急激な円高による不況の状態というのが背景にあるわけございまして、そういう中で公共事業費を相当確保するということ、一方で非常に厳しい財政状況があるということ、一方で非常に厳しい財政状況があるということ、前提でございますが、そのためにはある意味では緊急避難的なさらなるカットをお願いせざるを得ないということでございます。

今御指摘ございましたけれども、一方で地方に対するいろいろ迷惑をかけるではないかということもございますが、その点につきましては、六十年度、六十一年度の補助金 括法につきましては、公共事業関係、非公共事業関係を問わずにすべての補助金につきまして各省全体を通ずる統一的基準によって総合的な見直しを行つたための措置だったわけでございます。

なお、先生今まで一括で政府全体で審議をお願いしていただけたのが分かれたのはなぜかということもございますが、その点につきましては、六十年度、六十一年度の補助金 括法につきましては、公共事業関係、非公共事業関係を問わずにすべての補助金につきまして各省全体を通ずる統一的基準によって総合的な見直しを行つたための措置だったと

いうこと、それから具体的な措置内容も、単に補助率の引き下げにとどまらずに一般財源化、交付金化等広範なものであつたということで、党で一本でお願いしたわけでござりますが、今回の場合、今申し上げましたような内需の拡大を図ることの緊要性にかんがみての公共事業の事業費確保のためにやむを得ず譲るものがあるので、その趣旨、目的は前回までとは異なつてゐるということで、それぞれの省庁の所管でまとめて御審議をお願いするようにした次第でござります。

○渕内(通)政府委員 国土庁といいたしましてもた
だいま建設省の高橋官房長から御答弁があつたと
同じじように考えていいるわけでございますが、私ど
も所管しているのは地域立法でございまして、財
政状況が非常に弱い離島等を抱えているわけでござ
ります。そういうことから、今回の一層の補助
率カット等につきましてはやむを得ないと思つて
おりますが、できるだけの補助率の引き下げ幅の

緩和というふうなことをお願いいたしまして、ある程度そういう配慮をしていただいているところでございます。

（吉田）少く政府委員をお答え申し上げます、
今回の措置につきまして、今中村先生から御指
摘のような批判があることは私どもも承知してお
ります。ただ、先ほど建設省の官房長から御説明

がありましたように、今回の予算編成に当たりましては、円高が非常に激しく進行したということとで経済環境が激変をしたという背景がございま

す。その中で一層厳しい財政状況が続いているといふことで、財政再建の路線を守りつつ景気に配慮して事業費の拡大を図らなければならぬという

要請がございまして、その重要な政策課題にござ
えなければならぬと、いうことで私ども財政投融資
の活用あるいは民間活力の活用等のあらゆる工夫
を凝らしたわけでございますけれども、その上で
さらに補助負担率の引き下げを行わざるを得ない
という状況になつたということでございます。

先生も御指摘のように、補助負担率の引き下げ
によりまして当然地方財政への影響があるわけで
す。

ございますので、その点につきましては地方財政の運営に支障が生じないようにするために昨年を上回る手厚い措置を講じたところでございましたので、この点もあわせて御理解をいただきたいと考えております。

○小林(実)政府委員 ただいままでのお答えの練り返しのようなことになると思いますが、今回の措置につきましては、一方では公共投資の拡大による内需の振興を図ることが一つの課題となつたこと、一方、国の財政再建路線、これは引き続き堅持しなければいけない、こういう二つの要請の中で、財投とかあるいは民間活力の活用等各般にわたりまして工夫を凝らしていただいたわけでございますが、さらにその上に緊急避難的に補助負担率の引き下げにより事業量の拡大を図るということになつたわけでございまして、やむを得ないものというふうに考えておるところでございます。

六十一年度におきまして補助負担率の引き下げが行われました際には、三年間の暫定措置ということで自治大臣、大蔵大臣の間で覚書も交換しておるわけでございまして、自治省といたしまして非常に苦しい選択ではございましたが、今回の措置を見てみますと、ほん公共事業に限つて行うことのこととしている。それから、補助カット、引き下げによる国費減少相当額につきましては地方債で補てんをいたしまして、元利償還につきましては全額交付税措置をするということといたしております。さらに、交付税措置に必要な原資につきましては国が九〇%、交付團体分の一〇〇%ということになると思いますが、こういう措置を講ずることいたしております。

このように、地方財政にとりましては実質的な負担増がほとんど生じないよう手厚い措置を講じておりますことから、覚書の趣旨には実質的に背くことにならないよう最善の努力をしたわけでございます。その点御了解いただきたいと思いま

いかという問題については、今のそれぞれの答弁と私の意見が絡まつてまいりますから、もう少し中身をお聞きした中で私どもの考え方を申し上げ、皆さんの御意見も承りたい、こういうふうに思います。

次に、今回六十二年、六十三年、補助金率が引き下がるわけですけれども、六十一年に対しても、六十二年、六十三年、どの程度引き下げようとしているのか、そして、引き下げる金額はどの程度になるのか、カットされたお金がどういうふうに使われるのか、その三点について、それぞれ法律の中身別に、それから政令で実施される内容、予算措置で実施される内容、いえはそういう区分けで、今申し上げた点について建設省、国土庁の順に御回答いただきたいと思います。

○高橋(進)政府委員 今回の建設省関係の補助率、負担率の引き下げの概要でございますが、昭和六十一年度におきます補助率、負担率が二分の一を超えるものを対象にいたしております。原則といたしまして直轄事業につきましては一〇%程度引き下げる、それから補助事業につきましては五%程度引き下げるということにいたしております。

その補助率、負担率の引き下げによりまして前年度と比較した場合の国費節減額、これは北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁も含めます建設省関係全体で申し上げますが、千九十八億円でござります。内訳いたしましては、今御審議いただいております砂防法の一部を改正する等の法律によりますものは二百八十億円でござりますが、そのほかに政令によりまして措置するものが七百七十億円、予算により措置するものが四十三億円、合わせまして千九十八億円でござります。

なお、その節減された国費をどうするかということは、これはまたその国費をもとにいたしまして、その分を国が負担いたしまして事業費の増大を図るということをございまして、その事業費増の効果は千七百六十四億円と見込んでおります。

○清水(達)政府委員 離島振興関係でございます

が、本来の補助率、離島振興事業としての補助率が十分の七・五を超えるものにつきましては、申し上轉事業は五%、それから補助事業は一・五%いるのか、そして、引き下げる金額はどの程度になるのか、カットされたお金がどういうふうに使われるのか、その三点について、それぞれ法律の中身別に、それから政令で実施される内容、予算

が一般原則としては直轄一〇%、補助五%ということがございますが、離島の高率補助のところに

ついてはカット幅を半分にしているということです。それから本来の補助負担率が十分の補助率を上回っているもので、現行の補助率が十分の五・五以下のものでございますけれども、これにつきましては直轄一〇%、補助五%のカットでござります。ただし、本来の補助負担率が一般の補助率を上回っているもので、現行の補助率が十分の五・五以下であるものは据え置くということに

なっております。

それから、水源地域対策特別措置法関係でございますが、これにつきましては、六十一年度以前に指定いたしましたダム等に係る整備事業につきましては今回の補助率削減は適用いたしません

います。ただし、六十一年度までのそれぞれの指定年度の補助率を適用するということでございます。なお、六

十二年度、六十三年度指定分につきましては、原則として直轄一〇%、補助五%の削減が行われる

ということです。

そこで、これによる国費の削減額でござりますけれども、離島につきましては法律によるもの十

三億余、政令一億余、それから予算措置一億円余、合計十六億六千九百万円でござりますが、これらの

国費削減によりまして事業費といたしましては二十七億円の増加になるということになつております。

○中村(茂)委員 建設省、先ほどの中で、カット

されるのは千九十三億八億ですか。予算措置によるのは何億ですか、もう一度。

○高橋(進)政府委員 先ほどちょっと御説明が不十分だったかもしれません、予算措置によるもののが四十三億でございます。そうしますと、先ほ

りでございまして、来年以降の地方財政対策の際

ます、その五億差がありますのは、国土庁の離島分も含めてでございますのですから、トータルとしては千九十八億ということでございます。

○中村(茂)委員 国土庁の方もそうですけれど

も、カットで得たこれをどのように使われている

か。それは補助金のいえば公共事業拡大分として

地方公共団体に行く。その地方債で発行する分と

して公共事業全体では六百億というふうに言わ

っていますね。そうすると、それは同じ補助金の分

になるわけですから、カットされた分が全部地方

公共団体という仕組みにはなつていないのでよ

ります。カットされたお金というのほどのような配分になつていて、その点をお聞きしているのです。

○高橋(進)政府委員 先ほども申し上げましたよ

うに、このカットによって節減される国費は全額

公共事業費の事業費還元することにいたしまし

て、事業費の拡大を図ることにいたしております

でございます。

○中村(茂)委員 そのうち地方公共団体におろし

ていく分はどのくらいになるのですか。これは全

部公共事業の拡大に使われているということは私

も承認するのです。もつと言えば、今度民活法案

などが出でていわゆる民間のそういうところへ補助

金とかいろいろ手当でするようになつたでしょ

う、そういう方へもすつと回つているのでしょうか。

全体的に使われているということはわかりますけ

れども、地方公共団体に行くのはどの程度か。

○高橋(進)政府委員 それはそういうことではございませんで、その分を直轄事業に使うか補助事

業に使うかということはございますが、公共事業

関係費に使うという考え方でございます。

○中村(茂)委員 わかりました。

カットされたお金というのが公共事業に使われ

ていく、そして地方公共団体におろされていった

分については、建設省関係がどのくらいになるか

どうかわかりませんけれども、いずれにしても他

の補てんの中身、先ほど自治省の方からお話を

ありましたけれども、もう少し詳しく、自治省、

それから大蔵省、それぞれ御答弁いただきたいと

思います。

○小林(実)政府委員 六十二年度のカットによります地方財政への影響額は、お話をございました

ように投資的経費では千八百億でございます。

それから大蔵省、それぞれ御答弁いただきたいと

思います。

ます、その五億差がありますのは、国土庁の離島分も含めてでございますのですから、トータル

も、カットで得たこれをどのように使われている

か。それは補助金のいえば公共事業拡大分として

地方公共団体に行く。その地方債で発行する分と

して公共事業全体では六百億というふうに言わ

っていますね。そうすると、それは同じ補助金の分

になるわけですから、カットされた分が全部地方

公共団体という仕組みにはなつていないのでよ

ります。カットされたお金というのほどのような配分

になつていて、その点をお聞きしているのです。

○高橋(進)政府委員 先ほども申し上げましたよ

うに、このカットによって節減される国費は全額

なつております。

○中村(茂)委員 その点をお聞きしているのです。

ます、この補てんの中身、先ほど自治省の方からお話を

ありましたけれども、もう少し詳しく、自治省、

それから大蔵省、それぞれ御答弁いただきたいと

思います。

○小林(実)政府委員 ただいまお話をあつたとお

りでございまして、来年以降の地方財政対策の際

出されて、その全額を建設地方債で補てんしてい

く、こういうふうに言われているのですけれども、

この補てんの中身、先ほど自治省の方からお話を

ありましたけれども、もう少し詳しく、自治省、

それから大蔵省、それぞれ御答弁いただきたいと

思います。

○中村(茂)委員 ただいまお話をあつたとお

りでございまして、来年以降の地方財政対策の際

にやはり地方財政計画をベースにして議論をいたすことになりますが、臨時財政特例債、調整債の元利償還費は全額地方財政計画の歳出の方に計上いたしますわけでございます。大蔵省の方からお話をございましたように、臨時財政特例債につきましては、後年度国的一般会計の負担もあるわけでございますが、これらの交付税の加算措置等々も考慮して所要の財政措置を講じていくということになります。

○中村(茂)委員 そうすると、不交付団体は手当では全然やりようがない、こういうことですか。

○小林(実)政府委員 不交付団体に対する措置でございますが、例えば六十二年度の場合で申し上げますと、補助率カットの影響というのは経常経費もござりますので、経常経費分につきましては交付税の基準財政需要額を増額いたします。それから建設地方債の増發分、これは過去のものでございますが、この元利償還費を基準財政需要額に算入いたすわけでございます。これによりまして私どもの財政措置といたしましては補てん措置を講ずることになるわけでございますが、基準財政需要額に増額算入いたしましても基準財政収入額の方が上回る不交付団体の場合には現実には交付税の増額にはならない、こういうことになるわけでございます。これらの不交付団体に対します措置いたしましては、地方債の配分に当たりまして配慮をしてまいりたいというふうに考えております。

○中村(茂)委員 今一番最後の方で言われた、不交付団体にも起債の際に配慮したい、こういうふうに言われたのですか。それでいいですね。

それでは次に、六十一年度もカットしているわけでございまして、それが六十二年度に影響してくれる、その額が一兆二千八百億、投資的経費が六千六百億、經常経費が六千二百億、こういうふうに行われるのですか。

○小林(実)政府委員 六十一年度の補助負担率の

引き下げによる六十二年度における影響額は、お話をとおり一兆二千八百億ございます。これは経常経費、社会福祉関係等でございますが、六十二年百億、こういうことになるわけでございます。経常経費の六千二百億につきましては、たばこ消費税の税率特例を継続するということによりまして千二百億、地方交付税の特別附加算で一千三百億、残りの三千八百億につきましては起債で措置をする、こういうことになります。

それから、投資的経費の六千六百億でございますが、このうち、カットによる国費減額相当額四千九百億ございます。これにつきましては臨時財政特例債で対応いたします。残りの、拡大事業に伴う地方負担分千七百億につきましては調整債で措置をいたしますことといたします。

○中村(茂)委員 先ほど落としたのですけれども、六十二年度のカットの影響、投資的経費は千八百億、こういうふうに申し上げたのですが、それが同時に経常経費について三百七十億あるわけです。ですから両方合算させて二千三百七十億。

そこで、経常経費の三百七十億についてはどういう措置をされるのですか。

○小林(実)政府委員 六十二年度の補助負担率引き下げのうち、経常経費につきましては三百七十億でございます。これは義務教育費国庫負担金にかかるるものでございますが、このうち交付団体の影響額が八〇%ございます。これで六十二年度の元利償還が二百九十六億ございます。これにつきましては、交付税の特別附加算をいたしまして、それで六十二年度配分をいたします。残りは不交付団体といふことになりますが、これにつきましては、交付税の特例附加算をいたしまして、それで六十二年度カット分の六十二年

度影響の投資的経費六千六百億、このうちカット分の四千九百億、これは元利償還費として五〇%を負担をします。それから、カットした分の事業拡

大分千七百億、これは調整債でやるけれども、その調整債の還元、これについては従来の交付税で処理します。それから六十二年度の千八百億についてのカット分一千二百億、これは結果的には不交付団体を除いて交付される交付税で、平均して九〇%国が補てんすることになります。それから、六百億の調整債、これについての利子還九分については今までどおりの交付税、このところは從来と違つて八〇%見ることになります。こういうふうに言つているのですか、ここは五〇%ですか。

今すつと言つたことについて、違つているところと合つているところと言つてください。

○小林(実)政府委員 やや技術的なところがございましておわかりにくいと思いますが、今お話をございました六十一カットによる影響額六千六百につきまして、それから六十二のカットによる千八百につきましての措置でございますが、個々の地方団体にとつてみますと、六十二年度におきましては、このカット影響分につきましては全額地方債がまず当たる、こういうことでございます。後年度の元利償還がどうなるか、そこで差が出てくるわけでございまして、六十六六のうちのカット相当分の四千九百、それから六十二年度のカットによる影響千八百億のうちのカット相当分一千二百億につきましては、個々の団体につきましては元利償還、交付税では一〇〇%算入をいたすわけござります。それから調整債につきましては、いずれも八〇%を基準財政需要額に算入をいたします。これは従来からの例でございます。個々の団体につきましては、そういう措置を講じますので、財政運営上支障は生じないわけでございます。

あととの問題は、國の財政と地方財政との関係でどうなるかということをございまして、従来の扱いは、四千九百億の方でございますが、これにつきましては後年度國の方で元利償還の二分の一を法定の交付税額の総額にプラスして負担をしてくるというふうにいたしておるわけでございまして、今回のかつて分につきましてはその五〇%を九〇%にしておる、こういうことでございます。

○中村(茂)委員 おさらいをしますが、経常経費の場合は別にして、六十一年度カット分の六十二年度影響の投資的経費六千六百億、このうちカット分の四千九百億、これは元利償還費として五〇%を負担をします。それから、カットした分の事業拡大をを集めて拡大を図つていく、そして補助金の方の地方公共団体分については起債を認めて起債でやらせる。そして、その起債の元利償還については交付税でやつてみたり、さまざまな手つきでやつしていく。しかし完全にはその償還はなされない。

先ほどいろいろ説明もございました。大蔵省の答弁を聞いていると、財政再建を守りながらやむなくこういうことをしているのだ、しかし地方自治体のそういうところについては手厚い措置を行なう、また建設省では、円高不況が急に来た、緊急避難的にやむなくこういう措置をしているのだ、でやらせる。そして、その起債の元利償還については交付税でやつてみたり、さまざまなものがあると、内需拡大のための措置をしていて、それを集めて拡大を図つて、そこで、公共事業について補助金をカットして、それを補助金にしてまた裏金をちゃんとつくって補助金を削るということが主体なのか。両方合わせて、補助金にしてもまた裏金をちゃんとつくってやるわけですから、どうも補助金カットが目的じゃないような気もする。そうすると、内需拡大をしていくためにこういう手法をとる。これは、確かに財政再建という一つの政府の方針はかたいものがあると思うのです。しかし、そういう状態があるにしても、これだけ円高不況で大変な事情になつていて、もうこんなことではとてもじゃなければ、いや知恵を出したんだろうと言うのだけれども、こういうのは悪知恵というので、余りいい知識じやとても間に合う仕組みにはならないわけです。

惠じやなくて、政府は、こういう時期に来たときには別にして、六十一年度カット分の六十二年度影響の投資的経費六千六百億、このうちカット分の四千九百億の方でございますが、これにつきましては後年度國の方で元利償還の二分の一を法定の交付税額の総額にプラスして負担をしてくるというふうにいたしておるわけでございまして、今回のかつて分につきましてはその五〇%を九〇%にしておる、こういうことでございます。

です。

地方自治体において起債を認めるというやり方でいくなら、国で建設国債を出してやつたって同じやないですか。こんな回りくどいことをやつて、それで今地方公共団体の、まあこういう言い方はどうかと思いますけれども、貧乏な町村については、こういうやり方が来て、また起債を認めらるからといったて借金しなければならない、それが今度返還の場合には交付税ということで区分けがさっぱりわからない、こういうことをどんどんされれば、公共事業をせつかくやりたいけれどもお断わりしなければもう財政上どうにもならないという決議をした、そういう村もあります。こういうやり方では困るという意見はほんはいとして起きております。

先ほど申し上げましたように、確かに五十九年

といふと

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

価格にはそういう要素を入れまして、売上税がかかるということを入れまして定めるという方向で考えております。

○中村(茂)委員 国土庁は少ないと思うけれども、それでも公共事業の金は少しはあるのかな。
売上税の関係はどのくらい起きますか。
○清水(達)政府委員 国土庁関係の公共事業関係費でございますが、国費で二千二十七億円でござります。

非課税項目を除いたまして、課税対象項目、これは予算上の分類でございますけれども、六十三年一月一日以降の三ヵ月分、それに五%の税率を掛けますと二十二億円が見込まれております。

○中村(茂)委員　自治省が来てますか、別に通告しておかなつたがわかるかどうかわかりませぬが、地方公共団体の公共事業について売上税は大体どういうふうになりますか。

○小林(実)政府委員　六十二年度の地方財政計画におきましては、投資的経費につきまして売上税導入による物価上昇等を見込んだ上で額を決めておるわけでござります。私どもの計算でまいりまして、投資的経費といたしましては、補助事業、単独事業含めまして六十二年度の地方財政計画では十七兆五千九百三十九億を見込んでおりますが、売上税相当といいますか影響額と言われるものは、六十一年度におきましてはそのうち千五百九十七億というふうに試算をいたしております。

○中村(茂)委員 平年度はどうなりますか。
○小林(実)政府委員 六十二年度の投資的経費と
同じ額ということで計算をいたしますと、六千一
百四十一億九千九百九十九万一千五百四十
円です。

○中村(茂)委員 そうすると、先ほどから見ても、地方公共団体と國の、そのほか省庁も若干ありますけれども、負うところでいくと相当な、一兆円近くはなるのですよ。今まで税金というものは国や地方公共団体は大体納めぬことになつていたが、今度の売上税ばかりは、民間と同じ事業をやつたらそれに該当するものは納める。それで國も地

方公共団体もこれだけのものを納めていかなくてはいけなくなる。私ども反対しているから、通らなければそれで済むことだから結構だけども、

これがどうなるかということが一つ。これから公共事業という全体的な問題を考えた場合も、さまざまなこの問題が起きてくる。

そこで先ほどの話に戻るわけですが、私はどう考えてみても先ほど申し上げたように、六十三年で終わる、それから起債などについても三三二二レシムつて、ようになる、だから大

蔵省はどうも、この売上税でその時期になれば当裕福にもなるし地方については売上譲与税が行なわれてしまああということで、腹の中に売上税といふものを置いてあつちから借金しこっちから借金

し、地方へ負担を押しつけたり、こんなやり方になつてきているような気がしてしようがない。
売上税との関係は私の憶測にしても、いずれにしても公共事業全体のさまざまの問題を考えてみた場合に、私どもがみずからつくっている計算それから内需拡大という国際的な強い要請、先ほどからさまざま申し上げてきましたけれども、財政的にもと根本的な対応をきちっとしてもらいたい、しなければならない、こういうことを強く要請申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。
○村岡委員長 井上泉君。
○井上(東)委員 今度の暫定予算の中に、建設省関係の予算、国土庁関係の予算はどれだけ計上されておるでしょうか。

○高橋(進)政府委員 実は暫定予算につきましては、御存じのよう現在作業中でございます。一応暫定予算期間五十日ということで作業を進めて参ることござります。そういう意味で正確に

は数字はまだ申し上げられませんが、現段階では、国全体の約七割に当たります一兆三千億円程度を建設省としては見込んでおります。

のが暫定予算の中に計上される。これは公共事業が主なるものだと思うわけですけれども、これだけ公共事業の予算を計上した大きな理由はどこに

○高橋進一政府委員 基本的な考え方といたしましては、年度当初にすぐ支払わなければならぬいわゆる義務的経費は当然含むものでございますが、同時に五十日というようなある程度長期間になりますと、ぜひとも公共事業関係費も入れてその円滑な執行をしなければならぬ、こういう考え方

方でおるわけでござります。その考え方どいたたま
ましては、例えば昨年におきましては過去最高の
前倒しをやつたような年でござりますが、最近に
おきますそういう五十日間における契約額、支出

筆者「そういうものを見込んで、当面の内需振興の点からも公共事業の早期執行が期待されておりますので、そういう意味で支障のないようなものということで今作業していくところでございます。」
○井上(泉)委員 四月で年度がかわって支出ができないということから暫定予算というものを計算をする、野党もこれを了承しておる。暫定予算を組むに当たっては、景気浮揚のために、この落ちはなんだ景気を回復するために大幅な公共事業費を計上すべきでないかということを天野建設大臣の主張として新聞では随分取ったわけであります。ところが、官房長の話によるとそれは何か従のようなどならえ方ですが、公共事業費を大幅に暫定予算の中に計上するということは従ではなしに、暫

予算の中でもどうしても落ち込んだ景気を何とかかねにやならぬ、それで雇用の不安を解消して少しでも雇用の場を増大せにやいかぬ、こういう趣旨が盛り込まれておるんだと私は理解しておるわけだ。

すけれども、大臣はどうですか。

○天野國務大臣 そのとおりであります。御存じのように、私は三木内閣の暫定予算のときに公会議事業をしゃにむに頑張って計上した経験があるのであります。が、今度の場合は今までの例とは違つて、非常に貿易黒字が出ておつても国内の不況というものが強くなつておる。特に我々は田原

による不況のもたらす失業問題というものは大体九月か十月ころが最高じゃないかと考えておつたのですが、非常にスピードが上がってまい

りまして、恐らく五月あたりから極端になるんじゃないかという考え方があつたのですから、そういう点からいって公共事業の予算を五十日間後にというようなことになりますと及ぼす影響が非常に大きいという考え方をいたしまして、できだけ最高の公共事業をとりあえず暫定予算の中組み入れてましという折衝を続けてきたので

ありますが、残念なことに全額で一兆八千五百億程度、どうなりますか、これから最終的に出ると思うのであります、これをいつとも早く勃行してすべてのいろいろな意味の対策を講じたい

そこで、さつき中村君の質問の際に、大臣をやめたらどうのこうの言うて非常に遠慮がちな話を聞いておりましたが、大臣になることによつてできる仕事と大臣であればできない仕事と、これはまるで違うでしよう。だから、野におつたときにはいろいろ勝手なことが言えるというような考え方でそろそろいう話をしたのじゃないと思うのですけれども、

少なくとも大臣でありますから、これは官僚からいふう言おうとおれはこうするんだ、それだけの決算表明というものを本来ならこの委員会で所信表明でもあればいいかねところですけれども、その

機会はなかなか来そうにありませんので、そのよ
ついて、おれは大臣だから建設行政については
日ごろ思つておるこれこのことはどうしてもや
り通す、そういう氣概は持つておつてもらいたい
と私は思つが、大臣どうですか。

○天野國務大臣 どうも、それ以上だと思つてお
ります。

○井上(泉)委員 それ以上の成果がどこにあらわれるのが、これはこれからの課題だと思うわけありますけれども、どうもその辺のことが、さつき官房長のいろいろ、これは役人ですから非常に遠慮した物の言い方だと思うわけです、当たりさわりのないような形で。しかし、今日の非常に厳しい情勢の中であるわけですから、これは中曾根さんの言うように国家国家ということだけを言って国民があるということを忘れてしまうのですが、国民のない国家というのはないのですから、国民のために建設行政があり国土庁の行政がある、そのことを官僚——官僚という言葉 자체も大変失礼ですけれども、その人たちも考えなければならぬ。国家のために官僚が存在するわけではない。国民のために官僚が存在しておる。

だから、こういう雇用不安が非常に増大しておるという状態の中で、暫定予算で公共事業費がこれだけ出される、例えば労働省ではこれでどれだけの雇用人口が吸収されるような見通しがあるのか、そして今日の失業者、あるいは雇用三十万人という雇用の場をつくる、こういうことについて何か具体的な計画でもおありかどうか、労働省の方の御意見を承りておきたいと思います。

○木村説明員 まず第一点でございますが、公共事業の実施に伴う雇用の効果といいましょうか、予測が大変難しいわけでございますが、産業連関表を使いまして大まかに計算してみますと、政府固定資本形成百億円当たりで約二千人の就業を説明するという計算上の結果が出ております。現実の計算に当たりましては土地代等を差し引いて考える必要があるわけですが、例えば一兆八千億円という額のすべてが先ほど述べましたような効果を持つといいますと、単純な計算によりますと三十万人強の就業の機会を説明することになります。

なお、第二点目でございますが、現在非常に厳しい雇用失業情勢にござります。労働省いたしましては、こういった情勢に対処するために基本的には内需を中心とした景気の持続的拡大を図る

ことが大事であるわけございますが、あわせて関連の施策との密接な連携のもとに総合的な雇用対策を推進する必要があろうと考えており、この観点から、六十二年度の緊急対策といたしまして三十万人雇用開発プログラムを実施することとしております。

具体的には、現在ございまして雇用調整助成金制度の大幅な拡充を図りますとともに、特に失業情勢の厳しい地域における雇用開発を促進する必要があるという観点から、雇用機会の不足している地域あるいは雇用情勢が急速に深刻化している地域等におきまして、地元における求職者の雇い入れに対する賃金助成、また多数の地元の求職者を雇い入れることを促進するために、雇用機会拡大のために事業主の方が費用を負担した場合にその雇い入れの規模に応じて特別の助成を行う地域雇用開発助成金の制度を創設することとしておりまます。

また、高齢者あるいは特定不況業種からの離職者といった就職困難な方たちの雇用機会の開発を促進する必要があるという観点からは、現在の助成制度の助成率の引き上げを行うこととしております。

また、今後の雇用問題の解決のためにはどうしても職種の転換が不可欠であるという点から、訓練に対しましても委託訓練制度の大幅な拡充を図りたいと思つております。

また、事業主の方たちの出捐によりまして、いろいろな出向あるいは雇用情勢に関する情報の交換のための団体としまして産業雇用安定センターの設立が現在進んでおりますが、これに対しても必要な援助を行い、側面的な御協力をしていくことを考えております。

○井上(泉)委員 それは労働省の方としてはそういうふうなことがあります。

本当に雇用不安にあえいでおる労働者の人たちの気

持ちというのは、そんなセンターをつくるだとか何か再教育の施設をつくるとかいうようないろいろな制度をつくることではないに、まず仕事を与えよ、仕事場をつくれというのが切実な要求ですから、そういうことをもつと労働省も考えないと……。何か訓練センターをつくったらそこで雇用の場が拡大されるような思いをしておるのでしようけれども、実際今そういう仕事をする場所がなくなってきておるのですから、その仕事をする場所を少しでも与えよという国民の声の中に今までの公共事業費の一兆八千億というものも出てきています。今度は三十万人もの雇用をするといったらどんな投資をせにやいかぬと思うのですか。

私はそのことをここで論議をしようとは思いますがせんけれども、三十万人の失業者の雇用の拡大をするというけれども、今の潜在的な失業者の数を入れたら二百万を超しておるでしょう。それで今なお雇用不安にあえいでおる。私どもの地域においても、東京製鉄の工場が二月限りで閉鎖をして労働組合は解散した。九州の高島炭鉱では、組合旗を焼いて高島炭鉱を全部引き揚げてしまつた。

あいう地域は随所に存在しております。随所にそういう雇用不安に苦しんでおる地域があるわけで、そうした点で、公共事業もそうした地域を重点に配分をしないと、これはもう役人の通り一遍な、いわゆる公平というような形でやると大変なことになる。そこはやはり、政治家である建設大臣がその点については思い切った配分の措置をとらなければいかぬと私は思うのですが、どうですか。

○天野国務大臣 せんだつての補正予算は、そういう観点から重点配分をいたしました。要するに、今先生がおっしゃった高島炭鉱とか私の方の岩手県の釜石にある溶鉱炉が閉鎖するというような、線ではなくて点の問題が非常に容易じゃないのじやないかというような考え方をいたしまして、通産省と連携をとりましてそういう地域に具体的に公共事業の問題を調査しまして、その地域に特別な配慮を講じて予算の執行をいたしたつもりで

ございます。新年度の予算編成に当たりましてそれを土台として今割り振りをやつている最中でございます。ですから、この暫定が通りますと、通った段階ですぐこれは執行に移つもりであります。

○井上(泉)委員 公共事業というのは予算の枠は太っていく、しかし大型公共事業の方に金の大部分が使われる、そういうような心配はせぬでもいいこと……。何か訓練センターをつくったらそこで雇用の場が拡大されるような思いをしておるのでしようけれども、実際今そういう仕事をする場所がなくなってきておるのですから、その仕事をする場所を少しでも与えよという国民の声の中に今までの公共事業費の一兆八千億というものも出てきておりますから。

○井上(泉)委員 暫定予算はどういう形で成立するか予測はできませんけれども、今日、地域の不況を克服するため、そして内需内需といいまして物を買う力を与える働き場所がなくなつたらこちらが内需の拡大にはならないし、そういう意味からも公共事業の持つ役割というものは非常に大きさい。それを普遍的に不況地域に与えるというのが國の政治として肝要なことだと思うので、その点はひとつ大臣の方針を見守つていただきたい、かよう時間が制約されておりますので問題を飛ばして御質問申し上げるのですが、国土庁の関係では、国土庁が水資源の関係で水源地域対策特別措置法という法律を出しておられるわけです。水資源の確保のために水源地域を整備することは、その下流域、この水に頼つておる一般流域住民にとってはかけがえのない貴重な仕事だと思うのです。ところが、そのことが往往にしてなおざりにされてしまう。

ローカルのことを言って恐縮でありますけれども、かつて早明浦のダムで——早明浦は四国の水となつて、高知県だけではなく徳島から香川県の用水あるいは愛媛県の用水というように、高知の川はほとんど四県の共有の川のような役割を果たしておるわけです。ところが、その水源地に対する公共予算の投資の額というのは非常に少ないので、いつもそれに対する予算の配分を強く要求しておるわけありますが、そうした

ローカルのことを、予算を余計よこせとどうもうなことをこの委員会の席上では言うつもりはありません。

ところが、水源地域のダムの管理というものについて、例えば高知県の四万十川は日本で残された唯一の清流と言わわれておる。なるほどきれいな川です。きれいな川であるけれども、四万十川もう既に汚れて、下流の方ではアユはいない。それで上流へ行くと上流は全く水がかれてしまつて、アユもすまなくなってきた。もちろんウナギもいなくなつたというようなことです。が、山村地域で川がかかるということはその地域が枯れると同様のことあります。それが四万十川の上流にある渡川のダム、橋原の下流にあるダムで地域の水が枯れてしまつておるわけです。

求があるのですが、これは建設省が水利権を与へてあることになるわけなので、その点について建設省はどういうふうに考えておるのか承つておきたいと思います。

○陣内政府委員 四国電力津賀発電所の水利使用の許可は、昭和六十四年三月三十一日に許可期限を迎えるわけでございますが、建設省といたしましては、その更新の際に県知事の意見を聞くなどによりまして適切に対処してまいりたいと考えて

なお、高知県と水利使用の許可を受けた当時の日本発送電株式会社との間で取り交わされた先生御指摘のような約束につきましては、何分古いことでもございますので、今後資料等を通じて十分勉強してまいりたいと思っております。

そこで利権もそのことを請願したところが、このダムをつくるに当たっては、地元の人たちの意見を聞いて、その当時は水利権使用の許可を与える権限が知事にあるわけですから、その水利権を与えるに当たってのいろいろな条件について高知県知事と発電業者である日本発送電株式会社との協定を結んでおる。発送電にこれこれの水利権を与える、水利権を与えるに当たってはこれこれらの条件を満たしなさいよということで幾つかの条件を示しておる。ところが、それをやったのは昭和十六年から十七年、戦時中のことでありますので、これは大きな権力の力で、そんなことを言つてもいかぬ、これくらいの金で我慢せよというような

○志水政府委員 お答え申し上げます。

もうこれで水利権を与える必要がないといふことになればそれで問題はないわけですけれども、これは四国電力の津賀発電所へ水を送つておるし、そういう関係で恐らく水利権というものもここで問題になつてくると思うわけです。この場合に、発送電との契約に基づいてやつたことは今日次の水利権の更新のときには地元としてはどうでもやつてもらわなければ困る、こういう強い

考観で、ばく最大の問題の一つである、このように

○井上(泉)委員 今度の国土庁の水源地域対策特
認識をいたしております。

別措置法の法律の中で予定されておる予算というものは幾らか、先ほど中村君の質問に答えられておったのですけれども、私忘れたわけですが、これは国土庁としてはどれだけの予算を考えておる

のか。それから、この暫定予算の中にはどれだけ入つておるのか。その点。

○志水政府委員 水源地域対策事業は直接私どもが実施するわけではございませんが、水源地域対策特別措置法によります整備実施計画によつてそれぞれの所管のところで実施するわけでござります。六十二年度におきます整備事業の実施予定総額は、四十二ダム等で約四百十五億円入つております。

○井上(泉)委員 四百何億ということありますけれども、ダムが四十幾つ、こういうことになると、それぞれのダムの水源地点に国費というものがどれだけ投入されておるのか。私はこれはすぐわかることなどで答弁を求めるわけではありませんけれども、例えば光明浦ダムの周辺にはどれだらの金が投入されておるのか、あそこの地域にま

どういうものがあるのか。あそこ下流なども、ダムができて全くアユもしまなくなる。ウナギもすまなくなつた。そういう吉野川の状況でありますので、そういう点も私は、それは建設省の所管というのになしに、水資源の地域をよくする

ことによって川がよくなるわけですが、川をよくするということは私はやはり国土の涵養に非常に効果を期待することができると思うので、その点

国土庁はいろいろ三全総とか四全総とかいうことで、四全総が都市中心だ、それはどうもいかぬ、地域を重視せにやいかぬとかいうようなことで論議が出ておるわけありますけれども、もつと国土を美しくするため、住みやすい国土をつくるために国土庁としての存在があるうと思うわけで、三全総とか四全総で計画したこと、これは計画が実行された度合いといふものは本当に微々たるもの

ものだと思うのですが、具体的に三全縦で計画されたものが何%ぐらい実行てきておるのか。これでは国土庁の官房長あたりで答弁していただきたい。

ておるのかお聞きしたいと思ひます。

す全国総合開発計画は、衛生知識のよくない國土のやせ地帯における開拓と、資源開発による地域開発を主たる目的として、いわゆる地域開発あるいは国づくりの基本的な方向を示す計画であります。この程度の公私共扱いの開拓資金をやろうとかいうふうなことを金額を掲げて計算をすることがあるわけですが、それどころか、今申し上げましたように関係各省庁がそれぞれ

いります具体的な施策、その国としての投資的な基本的な方向づけを行うということでございまますので、何%達成率かといったふうな、各公共事業の五ヵ年計画のような具体的な施策の目標とその数量的な達成率というふうなものは出ないわけですが、さしあし、従来の総合開発計画につきまして、生

生今おっしゃいましたような具体的な策についての盛り込みが足りないとかというふうな御批判も我々十分承知をいたしております。したがいまして、今度の四全縦におきましてもできるだけ具体的な策を盛り込みまして、多額の

散型國土の形成に向かつての国全体としての策等が進められるよう努めをしていきたいというふうに考えております。

○井上(東)委員 その具体的な施策を盛り込む
ことができないということは、これは各省のいろいろな立場がありまして、うからそれの方の抵抗があるであつてできないであります。うけれども、やはり日本の国を第四次全国総合開発計画ではこうふうにするんだということの旗を上げるでしょ。旗を上げれば国民はそれに対して、ああなるのか、高知県はこうなるのか、福島県はこう

なるのかあるいは富山県はこうなるんだ、こういいう希望を抱くでしょう。その希望は絵をかくだけであって、結局何もできない、その絵もはつきりしていないといふのが今日の国土庁の行政ではないか、こう思うわけで、だから私は、むしろ国土庁が各省の上に、各省に対してもっと強い発言力を持つような行政体ならこれはもっといいのだが、そうでもなかつたらいつまでも国土庁が何か付録的な役所のように位置づけられるじゃないか、こういうふうに思えてならないわけござります。

せつから優秀な総貢長官のような人を国土に押し込んだら一体どうなるの、こういうふうに思うわけなのだが、その点について、天野大臣も国土庁の長官をやっておられたのですが、ひとつ総貢長官としては国土庁の行政というものに対して何らかの、おれの代にはこういうふうにするんだというものをお持ちでしようか。これは所信表明で聞くべきですけれども、これも聞けないの御意見でございまして、全くそのとおりだと思います。

○総貢國務大臣 国土庁の存在というものをもつと重視していくなければならないというような御意見でございまして、全くそのとおりだと思います。調整費としては約百億円程度でございます。

今回四全総を今策定中でございますが、これはまさに夢と現実を近づけるといふの理想像を描くものではございますが、私どもとしては現実離れのした夢だけでは意味がないと思っております。あくまでも現実に立脚し、また目指すべき日本国土の均衡ある発展を描いた四全総にしたいと考えておるわけでござります。その意味におきまして、この四全総が策定されました暁には、二十一世紀を目指してこれに一步でも近づくように皆様方の御協力を願いたい。私どもも努力をしたい、

こういうふうに考えております。私も、国土庁長官を拝命いたしました以上は、国土庁の存在意義

があるよう行政の熱意に全力を挙げてまいりました。と思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○井上(泉)委員 そこで、もう一つ私はこれは建設省に。

日本の公共事業のいわば総元締めのところでありますし、景気浮揚の面でも、そして雇用の拡大の面でも公共事業というものが重視をされておるときであります。今労働省の方が言われましたように、一兆何千億も投資をしてもそこで雇用の場が拡大されるのはわずか二千人、こういうことではこれは情けない話です。その今の建設産業に従事しておる労働者の数というのは、これは非常に把握がしにくいような状態にあるのではないか。つまり建設産業に従事をする労働者の地位といふものが余りにも一般企業に勤いでおる労働者に比較をして弱いのじやないか、こういうふうに思ふわけです。だからその弱い中で、事故等の中で悲哀を味わわなければならぬ、出稼ぎで悲哀を味わわなければならぬ、こういう状態を考えるわけであります。だからその弱い中で、事故等の中でも労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。一つは、例えば請負業者を指導してください。労働安全衛生法の遵守でございますとかあるいは労働安全衛生教育の実施等を行なうということの指導を行なっているわけでございます。

大きく分けた二つの方は、建設省の所管事業のそれぞれ各発注をなさる方がおるわけでございまして、この方々に関して指導を行なっております。一つは、例えば請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮ください。

○牧野政府委員 建設業に従事する方の数は、平均的に言いますと五百三十万、ただ、もちろん時期的にプラス十万から二十万ぐらい上乗せすることもございますが、そういう数でここのこところは万人だったと思います。

そこで、今先生のおたたちは、そういう建設業に従事する労働者の方の安全という意味だと思ふます。御承知のように労働安全衛生法等がござりますから、建設業者はまた的な失業者である農業者、つまり三反、四反つくつて出稼ぎに行なつておる人たちも農業者ということで失業者の範疇には入らない統計の状態になつておるし、そうしたところまで何でいわゆる自家食糧をつくる零細な農民兼出稼ぎ労働者のよう立場の人たちにも作付制限をやるのかという問題も討議をしたかったわけですが、ひとつそういうことのないようによろしくお願ひします。

○坂井委員 錫助金カットに関連いたしまして、きょうは大蔵、自治両省にもおいでいただきお時間がないので次の機会に譲ります。

それから建設業の関係で、災害が起つた場合

これは具体的に申し上げますと、元請・下請関係の業者を選定する場合には、過去において労働災害をしばしば起こしていないことを、言ってみれば労働安全管理の状況を考えて下請の業者の方を選定する、あるいは下請の業者の方でござります。

いますれば、労働者の雇用管理に当たりまして労働安全衛生法の遵守でございますとかあるいは労働安全衛生教育の実施等を行うということの指導を行なっているわけでございます。

大きく分けた二つの方は、建設省の所管事業のそれぞれ各発注をなさる方がおるわけでございまして、この方々に関して指導を行なっております。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮ください。

これは、この方々に関して指導を行なっております。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮ください。

○井上(泉)委員 時間がありませんので、私は潜らに発注に当たりまして予定価格積算をするわけございませんが、その際にもいわゆる安全査項目に入れるというふうなことで、請負業者選定の際にもその辺の配慮をするということ。あるいは入札資格審査、さらに指名の際には、安全管理をちゃんとやつているかどうかを審査項目に入れるというふうなことで、請負業者選定の際にもその辺の配慮をするということ。ある

ことは、この方々に関して指導を行なっております。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮してください。一つは、例えは請負業者を指導してください。労働災害防止等についてよくやるよう指揮ください。

○天野国務大臣 よく検討してみます。

○井上(泉)委員 私の質問に検討してみます。それでたたら何にもならぬし、検討した結果がダメでは困るから、しかも、大臣も任期が早いからさくで、そのことを要望しておきたいと思いますが、たれども、そのときちょうど今と同じような状態の中で全部がとまつたのでそれがやまつたわけですねけれども、そういう点についても建設省の方見を聞くということをセッタしたことがあります。たれども、そのときちょうど今と同じような状況の中ではつくつていただいて、当委員会でもまた審議をする機会を与えていただきたいと思うのところは一つの建設業対策というもののたまき台としては、一つの建設業対策といふものの大蔵大臣どうですか。これは建設省への要望だから大臣が答えてください。

○坂井委員 補助金カットに關連いたしまして、きょうは大蔵、自治両省にもおいでいただきお時間がないので次の機会に譲ります。

それから建設業の関係で、災害が起つた場合

の指名の停止とかあるいは指名を保留するとかいう行為でなかつたにしてもそれは一つの処分の対象になるということになつて、小さい業者はそういう行政機関でばらばらであります。各行政機関は、その完全な意図的な処罰の内規があるわけですが、それ

の基準とか費用の微収基準等々につきまして地方団体にある程度自主性を認める、こういう制度改正をするという見直しが行われました。それによつて高められた、こういうことでございます。

○坂井委員 私は、これは決して積極的な意味合いにおけるものではないと思うのです。確かに国と地方の役割分担の見直しということでこの中で、地方政府の極めて地域的に限定された小規模な単独事業については地方公共団体にこれを行わせる。しかし、このことが地方の自主性、自律性を大いに高めたのであるという、そんな積極的な意味合いは持ませんね。これは理屈としてついてきたようなことだらうと思つております。だけれども、何とかこれをじつまを合わせなければならぬといふことで、随分あれやこれやと理屈をおつけになる。実は大変苦しい、弁解じみた聞こえ方になるのですね、お答えがあればあるほどに。そんな気がしてなりません。

そこで伺つてまいりますが、連合審査当時の江藤建設大臣が、これは三年間の時限立法、暫定的な措置だから、三年たてば、つまり六十一、六十二、六十三年ですね、六十三年度まででこの補助率カットはすべて終わつてしまふ、このことを渴望いたしております、こう答弁されておる。これは非常に正直におっしゃつたのだらうと思います。これは天野大臣、どうですか。やはり渴望されますか。

○天野国務大臣 それは事実そのとおりですか、ら、それは本当ですよ。

○坂井委員 私がなぜこんなことを申し上げるかといいますと、余りはつきりしないものですから見出しつけながら抜粋したのですよ。どうも当時の大蔵大臣あるいは自治大臣、皆さんの答弁がかなりニュアンスが違うのですね。

竹下さんが大蔵大臣で、こうおっしゃつています。税制改正が平年度化されるのは六十三年度だということを考慮して三年が妥当という結論に達しました。それから、同じく竹下大蔵大臣、単純に三年したらすべてもとへ戻りますという答弁はでき

ません、その時点で関係者が協議し、国会の審議を踏まえて決めていく。さらに、答申は恒久化してもいいのかなという意識は持つたが、税制改正が板に今秋答申を得て、その平年度化に二年ぐらいかかるというようなことも勘案して三年間にしめた、したがつて六十四年度以降の方はその時点で適切な対応をするという答えが限度である。やはり大蔵大臣の頭には、税制改正いわゆる今の大額間接税の導入とまでは言いませんが、今になつてみればそういうこと、これが念頭にあるものですから、この税制改正が平年度化されるまでにやはり二年ぐらいはかかる、したがつて三年間の暫定期限にした、こういう御答弁であります。

また、当時の小沢自治大臣は、暫定措置は財政再建期間目標の六十五年の五年間にすべきではなかとの御意見もあつた、一方一年ごとに負担率を変えていつてはどうかという意見もあつた、それを踏まえて、それでは安定的な運営はできない、したがつて三年にした。それのお立場でちょっととニュアンスの違う御答弁があるわけであります。

私は、前段の質問、私の意見を踏まえながら重ねて申し上げたいのは、つまりこの種の補助率カット、これに財政調整の補完的な役割を持たせるということは邪道である。補助率のカット、補助率の変更というものは好ましいことではありませんが、三年間の暫定ということで決めたわけありますので、三年たてばこれはもうきつぱりやめる、六十四年度からは復元をいたします、こういうことでなければならぬと思うのですが、されどもは三年ともに戻る、少なくとも三年間だ、これははつきりしていると思うのですが、このことにつきましては現下の財政状況、諸般の状況を勘案しまして、今直ちにこれで終わつてしまふという答えはできないということのようでござりますので、これは一応さておきまして、第二項「暫定措置の期間内においては、国・地方間の財政関係を基本的

のところはそこまでお約束はなかなかいたしかねるという事情にあることを御理解いただきたいと思います。

○坂井委員 それではもう一度もとに戻りましょう。やはり大蔵大臣の頭には、税制改正いわゆる今の大蔵大臣と自治大臣、両大臣の覚書でありますね。大蔵大臣と自治大臣、両大臣の覚書、昭和六十一年十二月二十一日。読みます。

昭和六十一年度予算において補助負担率の引下げ措置を講ずるに当たり、次のとおり申し合われます。

一 この措置は、今後三年間の暫定措置とする。

二 暫定措置の期間内においては、国・地方間の財政関係を基本的に変更するような措置は講じないものとする。

昭和六十一年十二月二十一日

大 蔵 大 臣

覚書であります。

第一項は「この措置は、今後三年間の暫定措置とする。」ということになりますから、昭和六十一年度をもちましてこれは終わる、六十四年度からはもとに戻る、少なくとも三年間だ、これははつきりしていると思うのですが、このことにつきましては現下の財政状況、諸般の状況を勘案しまして、今直ちにこれで終わつてしまふという答えはできないということのようでござりますので、これは一応さておきまして、第二項「暫定措置の期間内においては、国・地方間の財政関係を基本的

に変更するような措置は講じないものとする。この覚書の覚書というのは、確かに三年間の暫定措置として、坂井先生が今おつしやられましたように、國・地方間の財政関係を基本的に変更するようなことはしない、こういうことでございました。その意味するところは、昨年大臣答弁がございましたように、この期間内には例えれば六十一年度のようないくつかいに私どもは理解しておるわけでござります。

○斎藤(次)政府委員 昨年度の大蔵、自治両大臣の覚書というのには、確かに三年間の暫定措置として、坂井先生が今おつしやられましたように、國・地方間の財政関係を基本的に変更するようなことはしない、こういうことでございました。その意味するところは、昨年大臣答弁がございましたように、この期間内には例えれば六十一年度のようないくつかいに私どもは理解しておるわけでござります。

今回の公共事業の関係の補助率を引き下げるという問題につきましては、先ほど来御説明しておられますように、公共事業の事業量を確保するといふために引き下げるのこととしておるということであり、昨年のような非公共公共全体を通じる補助率の総合的見直しとはやや性格が違うものではないかなというふうに考えておるわけでござります。ただ、公共事業につきまして昨年に引き続いで引き下げを行つたということもまた事実でござります。

御指摘のようないくつかいに私どもは理解しております。しかし、今回の措置は急速な円高が進んだという非常に厳しい経済関係の中、それから、御承知のように常に厳しい経済事情のもとで財政再建路線を貫きつつ公共事業の事業費を確保するというそなりに承つておきたいと思う。そうではなくて、

関係省庁で協議の上、国会の御審議も経て決めていくという性格のものだと思いますので、さよう

○斎藤(次)政府委員 昨年の国会で竹下大蔵大臣が御答弁になつておりますように、六十年度、六十一年に講じたような公共、非公共を通ずるような補助率の見直しは行わないというのがその基本的な関係に変更を及ぼさないといふことの具体的内容だと、どうか私どもは理解しております。

○坂井委員 当時の大蔵大臣の御答弁は私はそれなりに承つておきたいと思う。そうではなくて、

とか民間活力の活用に最大限努力した上でとった措置であること、それから、地方の財政運営に支障がないよう昨年以上の手厚い財源措置を講じているということをあわせお考えいただいて、何とぞ御理解をいただきたいというのが私たちのお願いであるわけでございます。

○坂井委員 厳しい財政事情のことについて伺っているのではないのです。実は覚書がありましすね。この覚書の第二項には基本的な変更はしませんというお約束があります、この基本的な変更というのは一体どういうことなんですかという質問が地方行政委員会で行われています。それは六十一年四月八日の地行委員会であります。

その地方行政委員会において、基本的な変更が行われないということはどういうことかという問い合わせをして、大蔵省の答えは、「三年間に再

び今回のような重大な補助率の変更といつものがまだ行われるというような御懸念もこれありといふこともございまして、先ほど申し上げましたよ

うにその覚書の二項におきまして、国、地方間の財政関係を基本的に変更するような補助率の変更はしないという趣旨であるというふうに理解をしておるところでございます。」何カ所があるの

であります。「例えば六十一年度におけるような補助率の重大な変更、そういったものを念頭に置いていたものというふうに理解しております。同じく「現行の税財源配分を前提として、六十一年度のような補助負担率の変更によつて国、地方間の負担区分は変更しないとい

うものでございます。」〔例え〕六十一年度におけるような補助率の重大な変更、そういうふうに理解しておられると、ここで約束されたのは補助率の変更をしないということですね。

○斎藤(次)政府委員 大臣を含めて私ども関係者は、当時繰り返し御答弁申し上げているように六

十一年度のような補助率の変更は行わないといふことを申し上げているわけでございまして、およ

ういへんに申し上げているのだと私は思つてます。」

○坂井委員 基本的に覚書の第二項は「国・地方間の財政関係を基本的に変更するよう

な措置は講じない」ということでござりますので、その意味で六十一年度のような公共、非公共を通じるオーバーオールな補助率の変更はいたしませんというお答えをしたのだと理解しております。

○坂井委員 そのお答えは全くただけませんね。ですから、私はわざわざ議事録を読み上げた

のです。

もう一度申し上げましょう。「再び今回のよう

な重大な補助率の変更といつものがまた行われる

というような御懸念もこれありといふこともございまして、先ほど申し上げましたようにその覚書

の二項におきまして、国、地方間の財政関係を基

本的に変更するような補助率の変更はしないとい

う趣旨である」補助率の変更はしませんと言つ

ておるところでございます。」何カ所があるの

であります。「〔例え〕六十一年度における

ような補助率の変更はしないといふことをめぐら

してはこれで一つの区切りがついたという感じが

いることはあります。ただ、補助率そのものにつきまして、どこまで入るか入

らぬかというのは若干考え方の違いはあったのか

もかもしれません。私どもいたしましては、補助率

を私は聞いているのではない。

これだけ大蔵、自治両省大臣がここでしつかり

覚書をした。この覚書をめぐって国会の連合審査会あるいはまた関係委員会において議論がされ

た。では基本的に変更ということはどういうこと

か、大幅な補助率の引き下げは今後行わないとい

うことであるということが確認されました。それが

今回六十二、六十三年度におきましてはさらに六

十一年度に比べましてなお大きな補助率のカット

が行われる。砂防法の一部改正案、この法律案に

おきましては、六十一年度における國の負担率が

二分の一を超えるものについては、六十二年度及

び六十三年度における當該負担率を原則として六

十一年度よりさらに直轄事業については一〇%程

度、補助事業については五%程度それぞれ補助率

を下げる、こうしたことですね。これは私は基

本的に重大な変更が行われたと読むわけです、こ

の覚書の趣旨からいたしまして。また、今申し上

げました質疑のやりとりの経過から見ましても、

まさに重大な基本的な変更は行わないということ

に反して行つてしまつた、こういうことだらうと

思うのですね。ということであれば、これは両大臣の覚書につきまして、こういう約束をいたしま

したけれどもこれは撤回なら撤回あるいは棚上げ

なら棚上げと、だけれども一方においては国会の

審議においてこれを確認をしたという経緯もこれ

あり、なかなかそうもいかないという難しい事情

もあるうかと思いますが、この問題はこのまま看

過していくとは実は私は思つてゐないので、だから、

これは大蔵省よりも自治省にお尋ねしておきま

しょう。自治省、いかがですか。

○小林(実)政府委員 昨年の覚書につきましての

切り下げはいたしませんということですから、御

御質問でございますが、大蔵省の方から答弁がございましたように、六十一年度におけるような非

公共、公共にわたる補助率の引き下げを一律に行

ういうようなことはこの覚書違反であるという

ことははつきりいたしておると思います。ただ、

補助率そのものにつきまして、どこまで入るか入

らぬかというのは若干考え方の違いはあったのか

もかもしれません。私どもいたしましては、補助率

を私は聞いているのではない。

したましては、その後の情勢の変化等がありまし

て今回のような措置になつたわけでございます。

○坂井委員 これは大変失敬かもわかりません

が、大蔵省の斎藤主計局次長さんと自治省の小林

審議官さんにお願いをしておきたいと思います。

大変くどいようでこれまた恐縮ですが、先ほど

から私が何回も申し上げますように、委員会の審

議においてこの基本的な変更ということをめぐら

してはこれで一つの区切りがついたという感じが

いたしておつたわけでございます。現実問題とい

たしましては、その後の情勢の変化等がありまし

て今回のような措置になつたわけでございます。

○坂井委員 これはだれが見ても、当時はそう理

解できたと思いますよ。こんな大きな補助率の切

り下げが再三というか今後においても行われると

いうようなことがあっては大変だぞという趣旨で

質問者は一生懸命質問しているわけですよ。それ

に対してもこんな重大な補助率の変更はしません

けれどもこれは補助率の大きさの補助率の

基本的な変更しないということは申し上げて

ないはずでございます。

○坂井委員 六十一年度に行われたような大きな

○斎藤(次)政府委員 私どもの答弁は同じことの繰り返しになりますし、御理解いただけないようでございますので、もう一度自治省との間でよく相談をしまして御説明に上がらせていただきたいと思います。——文章でございますか。研究をさせていただきます。

○坂井委員 私は、今回の一連の補助率のカットということにつきましては、これは国と地方のそれぞれの役割あるいは責任の分担の中で、國、地方の財政負担の区分をめぐりまして、財政が厳しいからという理由をもつて地方団体の財政なり地方の自主性、自律性に対してもう少し介入といいますか、國の要らざる干渉がさらに大きくなつた、地方団体からいふと自主権、自律権の侵害である、実はこういう見解をとるのですよ。それだけにこの問題は非常に重視をいたしておるわけでございまして、そんな観点からくどくどしくこの覚書をめぐつてお尋ねをしたわけでありますし、なお議事録をもつてここまでつきりこうじやありませんかということをまた御質問したわけでありますから、これは正式に御回答いただきたいと思うのです。どうも理解できないようだからもう一回行っておまえによく説明してやろう、それなら私はここで今までこれをやつて、大体ああそうですか、じゃどうも私の認識が誤つておりますと本当にあつさりますよ。そんなことでいちやもんつけてくどくどと申し上げたいことは一切ないのです。そういう意味ではなくて、極めて明快にここまでおっしゃりながらなぜ六十二年、六十三年度においてこれほど大幅な補助金のさらなる引き下げが行われたのですか、これは覚書の変更なんですか、棚上げなんですかと聞いているわけでありますので、もう少し責任のあるはつきりした御回答をお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○斎藤(次)政府委員 くどいようでございますけれども、もう一度だけ御答弁させていただいて、その上でまだ御理解いただけないようであれば正式な文章をお出しするということにしたいと思ひます。

具体的に申し上げたいのは、私ども、当時の竹下大蔵大臣の答弁でございますけれども、その間――暫定期間ですが、その間は「例えば今回のような補助率の変更は行わないこととしたわけでございます」覚書において「國・地方間の財政関係を基本的に変更するような措置」としておりますのは、例えば今回のような補助率の重大な変更を念頭に置いたものではない、こういうことであります、こういう御答弁をされておられます。

○坂井委員 大蔵大臣の御答弁は私もしっかりと読みましたように、大蔵大臣の御答弁ではなくて、大蔵省の主計官が今私が申し上げましたように地行委員会において今のような説明をされました。私はそのままに國と地方の財政大臣は、交付税率を変えるとかそんなようなことは考えていません、これはまさに國と地方の財政間の大きな変更になります。こんなことは考えていません、こういうことでしょう。それは当たり前に地行委員会において今のような説明をされています。どうも理解できないようだからもう一回おまえによく説明してやろう、それなら私はここで今までこれをやつて、大体ああそうですか、じゃどうも私の認識が誤つておりますと本当にあつさりますよ。そんなことでいちやもんつけてくどくどと申し上げたいことは一切ないのです。そういう意味ではなくて、極めて明快にここまでおっしゃりながらなぜ六十二年、六十三年度においてこれほど大幅な補助金のさらなる引き下げが行われたのですか、これは覚書の変更なんですか、棚上げなんですかと聞いているわけでありますので、もう少し責任のあるはつきりした御回答をお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○斎藤(次)政府委員 先ほど来御説明しておりましたように、昨年度の主計官の答弁は、國、地方間の財政関係を基本的に変更するような補助率の変更は行わない、こういううまいに、補助率の変更はない、そういうことにしておおかしいと私は言つているのではないのです。大蔵省の説明員の説明がおかしい、それがなされた、そうじやありませんか。大蔵大臣の御答弁をもつておかしいと私は言つているのではありませんが、私は言つているのではないのです。補助率のカット、補助率に限つての問題としてこの覚書がなされた、そういうふうな認識があるわけですが、それについては私は言つているのではないのです。補助率は私は言つているのではないのです。補助率のカット、補助率に限つての問題としてこの覚書がなされた、そういうふうな認識があるわけですが、それについては私は言つているのではないのです。補助率のカット、補助率に限つての問題としてこの覚書がなされた、そういうふうな認識があるわけですが、それについては私は言つているのではないのです。

○坂井委員 これは平行線になる。私は到底そういうような趣旨で答弁されたとは理解はできかねます。そこまで申し上げておいて、この議論はまた後ほどに譲りたいと思います。

○天野国務大臣 公共事業は国民生活に重要な関係がありますから、これは事のいかんを問わず、必要限度だけはやらなきやいけないということは十二分に承知いたしておりますが、今日の場合は量品がついたみた的なもので、円高・ドル安等の関連から来る不況と諸外国との貿易摩擦の関係から来る圧力的なものでも内需拡大をやれと言われておるわけであります。その内需拡大をやるものは何かといえば公共事業きりないということじやないのでしょうか。それですから今の場合は、基本的な精神は忘れないが、内外ともに不況対策の他のことで今主張されている内需拡大というのの圧力も相当強く感じているというものが今日の公共事業のあり方じやないか、私はそう理解しているのです。

○坂井委員 これから人口というものが急激に高齢化をしていくことなんですが、そうなりますと日本の経済活力というものを、それでなくとも今不況ですが、このまま維持するということはどい難いであろう。特に福祉的な経費といいますか、これからそんなところに予算が相当食われる。食われるという言い方はよくないでしようか、力を入れなければいかぬ。裏返しに、そういうことになりますとどうもやはり社会資本の整備に回す金が後回しあるいは少なくなる、こうい

わないというお答えをしていると私どもは理解しておるわけでございます。

○坂井委員 そうすると、今回の、つまり六十二、六十三年度の補助率の変更、つまり補助率の引き下げ一〇%、五%、これは今のあるあなたの御説明によれば問題がないんだ、こういうことになるのですか。じゃ、その当時ここで大蔵省が答弁されたときには、この三年の間に六十二、六十三年度においては補助率の変更もあり得るんだという趣旨では、やらない、こう言つておられるのです。

○斎藤(次)政府委員

財政状況がどうあれこうあれ、やらなきやならぬ公共事業というのではこれは積極的にどんどんやられなければならない世紀には対応できない、我が国の国づくりを考えてみればそうした非常に積極的な意味合いにおいて公共事業は進めなければならぬのだ、こういうことでなければならぬと思うのですが、どうも今総合経済対策とか言われますと当面の円高不況への対応、それが直接的な目的であるには違ひはないでしようが、しかしども公共事業を単なる不況対策あるいは失業対策、そういう次元でとらまえますと積極的な公共事業の仕事が進んでいかぬのじやないかな、私は実はこんな気がしてならないわけがありますが、その辺はどう

本は急がなければならぬ、立ちおくれておるのだ、

うようなことで心配するのですが、例えば、恐らくパリというのは十九世紀を代表する都市でしょ。あるいはニューヨークは二十世紀を象徴する都市だと言いますが、こういう代表的な都市が形成されるのに三十年ないし四十年ぐらいかかることがありますね。そうすると、そういう例を参考にといいますか、なぞらえてみれば、やはり日本も三十年とか四十年という期間が必要であろうとりますね。

それを考えますと、今一つのチャンスは、やはり民間の金余りということだろう。ここに着目されるわけですね。確かに国が百四十兆円もの大きな赤字を抱えておる。しかし民間においては個人の貯蓄においてすら五百兆円を超える。さらには年間十兆を上回る不動産投資が行われる。余った金がどんどんと海外に流出をするというような状況でござりますから、したがつてそした資金の活用、民活ということもあわせて、これはあわせての話でありますね。國が積極的な財政政策を開をして、私はもっとはつきり言えば、建設国債をうんと出す。

冒頭申しましたように、大変みみづちいやり方で補助率を下げて、建設地方債に肩がわりをさせて、それでそれをまた國が後で交付税特会に一般会計から穴埋めをする。何でそんなややこしいことをやらなければいけないかというと、つまり一律マイナスシーリングという枠があるからです。そこでそういう手品みないなことをやらなければいかぬ。しかしその手品みたいなことをやることによって、地方自治団体は非常に迷惑をしておりました。じゃ六十四年度から一体どうなるのじやなかろうかな。

例えば、先ほど申しましたように補助率の大幅なカットが六十年度において行われた。六十一年度、三年間の暫定ですよと言われてみてまた切り込まれた。六十二—六十三年間、また補助率を切り込まれた。じゃ六十四年度から一体どうなるのだろか。どうも大蔵大臣の答弁によると、それまでに税制改正が行われるらしい。抜本的な税制

改革の中ではこれはうまく、今までの地方に対するしわ寄せはおつりとして、辛抱したから地方にもいうような税制改正の中でかなり地方財政を潤成されるのに三十年ないし四十年ぐらいかかることがありますね。そうすると、そういう例を参考にといいますか、なぞらえてみれば、やはり日本も三十年とか四十年という期間が必要であろうと思しますね。

改革の中ではこれはうまく、今までの地方に対するしわ寄せはおつりとして、辛抱したから地方にもいうような税制改正の中でかなり地方財政を潤成されることがありますね。しかし、今売上税問題、これが飛んでしまうでしょう。またこれは我々は期待もないではない。しかし、今売上税問題、これが飛んでしまうでしょう。またこれは我々は粉碎だ、こう言つてはいる。

そうなると、一体これは六十四年からどうなるのだろうか。いやいや、よくよく国会の審議過程を振り返つてみれば、議事録をひもといてみれば、これは地方自治団体ですよ。いや大臣が、六十四年のことばは六十四年その時点の財政状況をよくよく勘案をして決めたいこう言つてはいるのですね。

ただ問題は、ないからといってそれでは売上税はやめちゃう、減税はするわ、法人税、所得税は改正するわといつたら、何もできなくなるんじやないかなというような感じもしないわけではありません。ですから、どうもこういうところで建設

国債の話はちょっと映りが悪いのですが、今まで私は、普通の国債とは違いまして建設国債は六十年という長期にわたって親子孫まで入れて三代

伍してもなお遜色ない、それだけの決意を持って、むしろ積極的に公共事業、二十一世紀に向かって、生活関連公共資本といふものが日本はおくれているわけでありますから、これを挽回する。歐米に残るのではないかという主張を党内外ではやつてきました。

私は、こんなばかりことをやるのではなくて、それでそれをまた國が後で交付税特会に一般会計から穴埋めをする。何でそんなややこしいことをやらなければいけないかというと、つまり一

立てるわけでありますから、それが成るか成らないかということについては、後の執行に随分大きな問題が残ると思います。そういう点で、ど

うのでありますか、去年の補正でわざかばかりの建設国債を進めていかなければならぬのではないか。これ

を基本にしながら、今申しましたような大ぶつ

けであります。私は去年の補正予算を組んだ段階においてマイナスシーリングはもうやめだと思つております。私自身が、これは結構ですから

ます。既に同僚議員からのお尋ねも相当ございましたので、若干重複する部分もあるかと思います。

御了解をいただきながら御答弁をお願いしたいと思います。

○村岡委員長 西村章三君。

○西村委員 私も、今回のいわゆる補助金カット

法案に関連いたしまして何点か伺いたいと思いま

す。既に同僚議員からのお尋ねも相当ございま

したので、若干重複する部分もあるかと思います。

○天野国務大臣 いろいろ御高見を拝聴いたしま

したが、実際問題として、二十一世紀に向けて日

本人が生活環境を十二分に楽しめるような状況下に置く公共事業の推進という問題は、理想的ではありますが、現在の國の財政の状態からいってはとても難しいことだ、私はそう理解しているのであります。ただ、ここで税の議論をするわけではありませんが、中曾根内閣が主張しておるこの税制改革が軌道に乗るという状態になれば相当の公共事業費も出せるんじゃないかなというような感じがしておるのであります。これは今まで上程もされておりませんし、これからのことでありますから、これは議論の余地はありません。

ただ問題は、ないからといってそれでは売上税はやめちゃう、減税はするわ、法人税、所得税は改正するわといつたら、何もできなくなるんじやないかなというような感じもしないわけではありません。ですから、どうもこういうところで建設

国債の話はちょっと映りが悪いのですが、今まで私は、普通の国債とは違いまして建設国債は六十年という長期にわたって親子孫まで入れて三代

間で返せばいいのだし、やる仕事は永久に残る仕事をやるのですから、そういう点で後代の者に

もある程度負担してもらつても差し支えないのでありますから、それを抱えておる中で財政問題を含む大きな問題が残ると思います。そういう点で、ど

うの間で返せばいいのだし、やる仕事は永久に残る仕事をやるのですから、そういう点で仕事をする方については幾らでも意欲があるのですが、財政問題の絡む問題になつてきますと、閣内

に入つていなければ何でも言えますけれども、ここにいるとやはりちょっとその答弁は難しいと思

うのであります。その点御理解願えればあります

立とおもいます。

○坂井委員 終わりります。

まず大蔵省伺います。

今回の補助率の削減措置は、過ぐる昭和六十一

年度の補助金一括法案の審議の際に、三年間動か

さない、こういう約束があつたわけでございます。

ただいまの坂井先生とのやりとりの中で、その内

容がいわゆる覚書の範疇であるのか、あるいはそ

これから逸脱をしたものであるのか、今回の措置は非常に重要なキーポイントでござりまするけれども、これは後ほど政府の統一見解として調整をしました上で報告をしていただくよう、私の方からも大臣長にもお願ひをしておきたいと思います。

しかし、その時点で、三年間動かさない、ということは再三四回明確をされてきたわけでござります。したがつて、三年間動かさないという約束は全く間違つてない。にもかかわらず、今回補助金カット法案を提出いたしましてさらに引き下げた。この当初の約束といふものは一体どうなつたのか、その理由につきましてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

○齋藤(次)政府委員 先ほど坂井先生からも御質問がありましてお答えいたしましたので、繰り返しになりますと大変恐縮でございますけれども、今回の措置につきまして、昨年度の大蔵、自治両大臣覚書に関する国会答弁に反するのではないかという御指摘でございます。

これにつきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、国、地方の財政の基本的関係に影響及ぼすような補助金の変更は行わないという趣旨の答弁は申し上げていたかというのが私どもの理解でござりますけれども、今回、六十二年度予算編成に当たつてなぜもう一度やつたかという点についてもう一度御説明をいたしますと、円高が急速に進展をいたしました。そういうことで経済環境が激変する一方で、非常に厳しい財政状況が続いているということで、財政再建路線を堅持しつつ公共事業の事業費を確保するということが重要な政策課題になつたわけでございます。この課題にこたえるためにはいろいろな工夫をして公共事業の事業費をふやさなければいかぬということで、私どもは関係省庁とよく御相談をして、財政投融資の活用あるいは民間活力の活用等種々の工夫も行つたわけでございますが、その上でさらに補助負担率の引き下げを行わざるを得ないという状況に立ち至つたということでござります。その際、補助負担率の引き下げによる地方

財政への影響につきましては、地方財政の運営に支障が生じないようにするために、昨年を上回る交付団体の元利償還費については別途算措置を講ずるというような手厚い措置を講することになりましたわけですが、その点もあわせて御理解を賜りたいというふうに考えておるわけでございます。

○西村委員 国と地方間の財政関係の基本的な考え方ではしない、こういうことにつきましての大蔵省の見解は、先ほどの議論の中でも明らかになります。したように、若干我々と見解が異なつておるわけですがござります。これは先ほど申し上げたとおり結果的に見解としても一度明確にしていただかくということでお願いをしたいと思うのですが、たしか二十年の暫定措置のときにも、関係閣僚によるいわゆる検討委員会を設けて一年以内に結論を出す、こういうことが決められたわけでございます。今回の措置は、これに従つていわゆる国と地方の分割負担といいますかあるいは費用負担の見直しがされて今回の措置というものが導入をされたのかどうか、その辺はいかがでしようか。

○斎藤(次)政府委員 今回の措置は、先ほど来申し上げておりますように、公共事業、非公共事業を通ずるいわば国の補助金の総合的見直しを行なうというよう、六十年度、六十一年度にやりましたような補助率のカットという考え方で物事を進めたわけではございませんで、いわば財政再建の路線を貫きついに今の厳しい経済状況に對応するかという観点から、公共事業の事業費を確保するという観点からとした措置でございます。もちろん、その意味で、昨年の補助金検討委員会の検討を通じて行いました公共、非公共を通じる補助率の統合的な見直しとはやや性格を異にしているのだが、まず事業費確保では財政投融资の活用とか民間活力の活用を第一義的に考えて、それに極力力

○西村委員 そうすると、いわゆる検討委員会の中における国と地方の役割分担あるいは費用負担の見直しというのはどの程度おやりになつたのか。先ほどの御答弁でござりますと、これは本邦的なないわゆる補助金の整理合理化ではない、むしろ円高の進行に伴つて財政再建路線の中における公共事業の確保のためにやつたんだ、こういうふうとでございますね。いわば、言葉をかえれば財政逼迫に伴う臨時措置だ、こういう理解でよろしうございますか。

○斎藤次(政府委員) いわば現在の経済情勢なんかみてやむを得ずとった措置というぐあいに御理解いただいて結構でございます。

○西村委員 建設省にお尋ねをいたしますが、今回のこの補助率カットについて建設省としては何と了解をしたのか、あるいは納得をしているのかその辺はどうでござりますか。

○高橋(進)政府委員 最初の中村委員からの御質問にお答えをいたしましたように、また先ほど大蔵省、自治省からも申し上げましたような状況のもとで、緊急避難的な措置でやもなく仕方ないと判断したものでございます。

○西村委員 国土庁の方も離島問題等を抱えまして振興地域の影響というものが非常に大きいわけですが、今回この措置については、この影響を抑えるために随分努力をしたということでも伺っております。今回の措置に対する国土庁としての認識はどんなものですか。

○澤田(秀)政府委員 今回の公共事業の補助率の引き下げについては、特に私ども今御指摘にありましたように比較的財政力の弱い離島地域を抱えておりますので、原則的な公共事業の引き下げに對して種々工夫を凝らしていろいろな軽減措置を講じまして、その結果、今回金額では十七億であつて、そこから引き下げを行わざるを得なかつた、そこでも地方財政に影響を与えることがないよう昨年上回る手厚い措置を講じた、こういうのが今回の措置の実態でございます。

りまして、削減率に直しますと、一・五%の削減にとどめることができたわけでありまして、過去二ヵ年度に比べてみますと相対的に軽微なものとなつております。とはいっても削減されているわけでありまして、それについては先ほど來の答弁にもありましたように所要の財政措置が講じられることになりましたので、私どもとしてはやむを得ない措置であろうというふうに考えております。

○西村委員 今回の補助金カットによって生じた地方負担分は、結局後年度国が負担することになるわけでござります。これは要するに、地方に借金をさせておいて後からその借金を国で負担するというやり方でござります。したがつて、それなら当初から国が責任を持つて國負担分として、事業費として予算措置をとるべきではないか、こう思うのであります。先ほど来強調されておるとおりですが、この問題についての考え方をもう一度聞かしていただきたい。

○齋藤(次)政府委員 先ほど来御説明しておりますけれども、今回の補助率の引き下げは、厳しい財政事情のもとで国費は抑制しつつも所要の事業費を確保するというために行うものでござります。その際、地方財政への影響につきましては、手厚い措置を講ずることとしておりますけれども、財政力に比較的余裕のある不交付団体につきましては相応の負担について理解を求めるところでございまして、この間の措置が地方に借金を一時肩がわりしてもらつて後で国が全部負担するんだという性格のものでは必ずしもないというふうに考えておるわけでござります。

御指摘のように国が責任を持つて事業費を予算化するということになりますと、現在の財政事情のもとではどうしても建設公債の増発によらざるを得ないという事情にござります。私どもいたしましては、建設公債といえども元利払いの負担を伴うという点においては特例公債と差異はないということのございまして、建設公債の利払い費が相当な重圧となつておる今の段階で、その増発

についてはやはり慎重に対処せざるを得ないといふあいに考へておるわけでござります。

○西村委員 これは百四十三兆という國債の發行

残高を持つて、そういう中でいわゆる建設公債はできるだけ抑制をしていきたい、こうい立場で

今回の措置をとられたと思うのですが、國と地方

の財政規模はそれぞれ五十数兆円ずつで同じくら

いです。ただ、國の方は、今申し上げま

したように、國債の發行残高が百四十三兆ある。

一方、地方自治体の方の公債残高は四十四兆ござります。この数字から見ますと、地方財政にはまだ余裕がある、ゆとりがある、こういう判断もで

きるわけですが、大蔵省はどういう判断のものに

こういう措置をとられたかということをございま

す。どうでござりますか。

○斎藤(次)政府委員 その数字は今先生の御指摘

のとおりでございますが、私どもとして、いわゆる地方財政富裕論というのでしようか、そういう

ような考へをとっていることはなくして、基本的に

は國、地方とも厳しい財政状況にあるものだといふあいに考へております。

また、地方は三千三百ぐらいの団体の集合でございまして、それぞれの財政状況にはかなりな相違があるということを承知しております。ただ、全体としての地方財政いわゆるマクロのベースでござりますけれども、それと國の財政状況を比較すれば、公債依存度、公債残高、公債費比率、いずれをとっても國は地方に比べてより厳しい状況にあることを確かであるといううあいな考へでござります。

○西村委員 地方財政の全体で見れば公債負担と

いうものは國と比べて低い。しかし、個々の地方自治体、特に町村などは今日非常に苦しい状況にござります。したがつて、地方財政は國と地方全

て、年々成長を高めていく、あるいは税収をふやすための

高度経済への転換をすべきだ、こういう声が非常に強いのです。この事実について自治省の考へ方

があると私どもは思つておるわけでござります。

この点について大蔵省と自治省、両方から答弁を

とおりだと考へております。

○小林(実)政府委員 個別の地方団体レベルでは

相当深刻な団体が多いわけでございまして、私どもそういうふうに認識しております。

○西村委員 最近の公債費比率の上昇は異常でござります。

ここに一つの資料があるわけでございますが、

地方自治体の公債費比率は最近非常に著しく上昇いたしております。一般的には、地方財政運営、自治

事実一八%を超えてますと財政運営が非常に苦しくなる。

八%を超えてますと財政運営が非常に苦しくなる。

事実一八%を超えてますと、財政再建計画をつくつて再建を進めないと、その自治体はいわゆる赤字再建団体とという再建団体に陥らざるを得ないといふことなのです。

しかし、これを実態的に見てまいりますと、昭和五十六年に全国市町村三千二百五十三ですか、

この市町村のうちで、一八%以上の公債費の比率

を持つておりますのがわずか四%であつたわけ

ございます。ところが今日では、三千二百五十三市町村のうちで、公債費の負担比率が一五%以上

二〇%未満というのが九百五十二ござります。二

〇%以上というのが何とこれは千三十三市町村、

合わせますと全体の三分の二以上が一五%以上、

こういう異常な数値を示しているわけでございま

して、地方財政の健全性を守るためにも何らかの措置をとるべき時期に来ておる。したがつて、今回のようにいわゆる自治体の公債費の比率を高め

ないために、國が建設国債を発行しても経済

成長を高めていく、あるいは税収をふやすための

高度経済への転換をすべきだ、こういう声が非常に強いのです。この事実について自治省の考へ方

があると私どもは思つておるわけでござります。

この点について大蔵省と自治省、両方から答弁を

団体はございませんでしたけれども、六十年度の決算では千三十六団体、三割強の団体がそういう団体になつてきておるわけでございます。

私どもいたしましては、特に小さな町村におきましてそういう団体が多いのですから、市町

村における赤字団体とかあるいは起債制限にひつかかるのに近いような団体あるいは経常収支比率の高い団体につきましては、都道府県から個別の

市町村の財政運営につきまして状況等も聴取いたしました。

近年特に公債費負担が増大してきておりまし

て、私どもいたしましては、今回の補助率カットに伴うものにつきましては、元利償還につきま

して相当手厚い交付税措置をすることにいたして

おるわけでござります。実際に、そのほかにも起

債につきましては、元利償還について措置率の高

い地方債を活用するとか、あるいは交付税の配分

につきましても財政力のない団体に行くように努

めをしてまいりたいというふうに考えておりま

す。

○西村委員 これは地方自治体の財政の健全性と

いう意味からも極めて重要な意味を持つものでございまして、安易に地方自治体の建設地方債に転嫁をしていくという考え方そのものが今後に問題

を残すということを指摘しておきたいと思うので

す。

○西村委員 これは地方自治体の財政の健全性と

いう意味からも極めて重要な意味を持つものでございまして、安易に地方自治体の建設地方債に転

嫁をしていくという考え方そのものが今後に問題

を残すということを指摘しておきたいと思うので

す。

自治省にお尋ねいたしますが、この補助金カットにつきまして、総理大臣の諮問機関であります

地方制度調査会が昨年の十一月十一日に「地方行

財政に関する当面の措置についての答申」という

中でこう触れております。昭和六十一年度におけ

る国庫補助負担率の引き下げ措置の経緯から見

て、三年間の「この暫定期間ににおいて、昭和六

十一年度における国庫補助負担率の引下げのよう

に國・地方間の財政関係を基本的に変更する措置

はとるべきではない。これは地方制度調査会の

中で明確に提言をされております。指

の引き下げが今回も行われることにつきまして、自らの考へ方でござります。

○小林(実)政府委員 御質問の中にございました

ように、地方制度調査会の答申におきましては、

私どもいたしましては、特に小さな町村におきましてそういう団体が多いのですから、その辺

はいかがでしようか。

ます。

なお、それがさらにほかの方に影響をするかどうかということでござりますが、さきに閣議決定された地方財政計画におきまして、地方単独事業につきましても、前年度の伸びが三・七%でございましたが、これを上回りまして五・〇%の伸びが確保されているように聞いておるところでござります。

○中路委員　自治体にとつては結局後年度の負担になつていくものですし、交付税の交付金は先食いといふことにもなるわけです。私は今回の措置が自治体にとって非常な負担を強要するものであるということを具体例で幾つかの都市について直接事情をお聞きをし調べましたけれども、一例だけひとつ挙げたいと思うのです。

例えば新聞報道でもされていましたが、北海道の室蘭市の場合は、これは新聞報道によりますと補助金のカットによる負担額が六十一年度で十億七千円、その八割近くを社会保障関係費が占めていますが、その半分が生活保護費ということであります。私がこの室蘭市の問題についてその後独自に調査したところによりますと、先ほども起債公債費の問題が出ていましたが、室蘭市で起債の公債費は一八%を占めています。下水道、病院など、企業会計は既に八十億の赤字を出しているわけです。御存じのように新日鐵の合理化で法人市民税が大幅な減少をする、その上に今回の補助率カットでありますから、こういう事態の中で事業費をふやそうにも補助金カットの負担に耐えられるかどうか、事業返上も検討せざるを得ないというふうに言つているわけです。

こういう企業城下町を初めとする地方自治体が大変な借金をしよわされることになるのは明らかだと思うのです。結局のところ、補助事業や単独事業の全面的な見直しをせざるを得ないという事態に追い込まれるわけですから、内需拡大のためにも補助金カットをやって事業量をふやすということを言われていますけれども、室蘭市の例を挙げても事実はこれは内需拡大につながらないので

はないか。実際にこれで事業をやれといつても、この事業自身を返上しなければいけない、全面的な見直しをしなければいけないとということを直接います。

○高橋(進)政府委員　今室蘭市でございますが、先生から御説明がございましたが、そういうことは社会保険関係のことだとおっしゃつていただけますので何とも申し上げられませんが、たださいますので何とも申し上げられませんが、ただ

先ほど来何遍も申し上げておりますように、今回ばかりは最初に補助率カットの十億何がしといふことは社会保険関係のことだとおっしゃつていただけますが、その関係はちょっと建設省の専門外でござりますので何とも申し上げられませんが、たださいますので何とも申し上げられませんが、ただ

先ほど来何遍も申し上げておりますように、今回ばかりは最初に補助率カット分につきましては全額地方債で見る、またその後を地方交付税でカット分について

は一〇〇%、それ以外の分については、調整債分につきましては八〇%ということをございまして、特にカット分については一〇〇%元利償還を見ることでござりますので、その限りにおいては個々の公共団体への影響はないと思いま

ます。ただ、そのカット分以前の問題といたしまして、公共事業本来の部分といいますか、その部分につきましては、起債充当率なりあるいはそれに対する財政援助率といふのはいろいろでござりますので、そういう一般的な意味で公共事業をやろうと思つてもやれないという公共団体があることは事実かと思います。そのことは、今回のカット法によるカットの影響とは一応切り離して考えていいのではないかというふうに考えておりま

けです。

二、三、私もこの問題についてお聞きをしておきたいのですが、先ほど答弁もされましたけれども、予算委員会に既に資料が出ていますから、大まかな数字ではなくて、出されている資料で正確に答弁いただきたいのですが、今度の売上税が公共事業にどういう影響をもたらすのかということがありますね。これについて、六十二年度の場合、それから平年度のベースの場合、お答えをしていただきたいと思います。

○中路委員　まず売上税相当額がどれだけか、建設省の所管の公共事業関係費で申し上げますと、二百三億四千萬円でござります。

なお、これを仮に平年度ベースではどれだけか

かるとすると、削減されるのを一セントで言いますと、平年度ベースで言いますと百五分の五%、六十二年度で言いますと百五分の五%に一月から三月だから四分の一掛けたもの、単純に言いますと当然公共事業量はこれぐらいは削減されるとい

うことを行つて事業をやる、内需拡大をやるということにならないだらうということを私は言つてゐるのですよ。大臣、いかがですか。

○天野国務大臣　それは、このカット法案による公共事業に関する限りはそういうことはないと私は思ひます。

○中路委員　結局地方自治体に面倒を見るといつてもそれは後で負担はかかるべくわけですから、そういう処置をしてこそこんなやり方で内需拡大をやるといつても、実際には現実はそうした事業そのものも返上せざるを得ないということころが多く出でているということをお話しておるわけですが、とりわけ今、鉄鋼や造船を中心としたこうした深刻な町、こういうところはますます大変な事態にあるわけです、円高不況による地方経済への影響というのは大変深刻でありますから。

その上に、先ほど中村委員もお尋ねになりましたが、今度は売上税の導入ということが出てくるわけですね。

○中路委員　先ほどお答えのときに、平年度で六千二百七十三億と私聞いていたのですが、この数字は間違いないですか。

○高橋(進)政府委員　先ほど私もそういう御答弁がありましたことを聞いておりましたので、そのとおりだと思います。

○中路委員　そうしますと、結局地方の公共事業

でも平年度で言いますと六千二百七十三億、大変な額が上積みされるわけですね。国の公共事業も九百五十四・三億円。そうしますと、公共事業の量ですね、量で見ますと削減せざるを得ないですね。

○中路委員　こういう計算になりますか。五%の売上税がかかるとすると、削減されるのを一セントで言いますと、平年度ベースで言いますと百五分の五%、三月だから四分の一掛けたもの、単純に言いますと当然公共事業量はこれぐらいは削減されるとい

うことになりますか。

○高橋(進)政府委員　基本的にはそういうことに

いう処置をとつて事業をやる、内需拡大をやるということにならないだらうということを私は言つてゐるのですよ。大臣、いかがですか。

○中路委員　地方自治体の自身の問題になるのですが、地方における公共事業、単独事業や補助事業の場合はどうなりますか。

○高橋(進)政府委員　地方公共団体におきます公共事業につきまして、特に補助事業につきましては、そういう売上税相当額というものを含んでおりますので、同様な措置ですることを指導しても、まいりたいと思つております。

○中路委員　その予定価格に加算するとしますと、先ほどの国と公共事業の場合と同じように計算をしますと、六十二年度の場合、それから六十二年度をベースにした平年度の場合に影響は総額どれぐらいになりますか。

○中路委員　先ほどお答えのとき、地方単独事業全体まで含んだものを把握しておりますので、ちよつとここに今直ちにはわかりかねます。

○高橋(進)政府委員　地方単独事業全体まで含んだものを把握しておりますので、ちよつとここに今直ちにはわかりかねます。

○中路委員　まず売上税相当額がどれだけか、建設省の所管の公共事業関係費で申し上げますと、二百三億四千萬円でござります。

なお、これを仮に平年度ベースではどれだけか

かるとすると、削減されるのを一セントで言いますと、平年度ベースで言いますと百五分の五%、三月だから四分の一掛けたもの、単純に言いますと当然公共事業量はこれぐらいは削減されるとい

なるかと思います。ただ、実際資材とかそういうものを使うわけでございますが、その資材の価格の中にはどういうふうに入り込んでいくのかというの、これは経済の実勢といいますか、ほかのいろいろな要素も絡んでござりますが、基本的な考え方としてはそういうことになるかと思います。

○中路委員 大臣、今答弁もありましたけれども、結局これだけ売上税がかかりますと、公共事業の総額が合つても、同じ額でもその分は算としては減るわけですね。減らざるを得ないわけですね。だから売上税の導入については私は明らかに内需拡大という政府の方針にも結果として反することの影響は、そういうものを考えますと大変今の政府の方針にも逆行することになりますし、また

自治体がこの売上税相当額を予定価格に上乗せすることを期待するのだと今答弁ですけれども、そうせずとなりますが、それは建設業者にしわ寄せすることにもなるわけですし、あるいはもつと粗悪な工事になる可能性もあるわけです。こういう点でも大変建設事業にも影響が大きいわけなんで、内閣の大臣としてお答えにくいと思いますが、こうした建設事業に、公共事業に大変大きな影響を与えるという事実は大臣は認識されますか。いかがですか。

○天野国務大臣 そろばん勘定ですから、当然税金がかかるべきかかった分だけ影響があることは間違いないと思います。

○中路委員 いざれにしましても、この問題が大きな犠牲を強いいるということは明白でありますし、私は、補助金カットのこうした削減ですね、しかも約束をしてきた信義にも反するやり方で今までまたカットをする、これについては強く反対をしていきたいと思います。

そして、一番最初に委員長にお願いしましたいわゆる大蔵、自治の両大臣によるこの措置は今後二年間の暫定措置ということからいろいろ変更しないことがあります、これについては統一講じようとするものであります。

一見解を出していくだくことになつていて、最後に、六十一年十二月の文書の中で、この措置は今後二年間の暫定措置とするという覚書が出ていますけれども、これを必ず守つていくかどうかということを、両方にかかりますから建設、国土両大臣にお聞きをして質問を終わりたいと思います。

○綱實國務大臣 今回の補助率の引き下げは一年間の暫定措置として実施することとしておりますが、国土厅としては六十年度以降四年にわたり削減措置を行つて、これ以上の削減を行う余地はないものと考えております。六十四年度以降の取り扱いにつきましては、今後の諸情勢の推移、国と地方の財政状況を勘案しながら、その時点において適切に対処することとなると考えております。

○天野国務大臣 国土厅長官の答弁と同じであります。

○村岡委員長 時間ですので終わります。

○中路委員 時間ですので終わります。

○村岡委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○村岡委員長 これより両案について討論に入ります。

○中路委員 討論の申し出がありますので、順次これを許します。森田一君。

○森田(一)委員 私は、自由民主党を代表し、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案に対する討論の申し出がありますので、順次これを許します。森田一君。

○森田(一)委員 私は、自由民主党を代表し、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案に対する討論の申し出があります。森田一君。

○三野委員長 三野優美君。

○三野委員 私は、日本社会党・護憲共同並びに公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となつております砂防法の一部を改正する等の法律案及び水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案について、反対の討論を行つものであります。

そもそもこの法律案の趣旨である国の負担割合等に関する特例措置、すなわち自治体への補助金削減は、これまで幾度となく繰り返されてきたものであり、しかもそのたびごとに、今後はこのような措置はいたしませんと繰り返し、また、関係閣僚の間でも同趣旨の覚書が交わされてまいりました。一方、本国会においても、去る昭和五十七年、五十八年、五十九年の三年間だけにしますか

すなわち、今回の臨時特例措置は、公共事業のうち昭和六十一年度の国の負担または補助の割合が二分の一を超えるものについて、昭和六十二年は附帯決議なども行つてきたところであります。ところが、これらはことごとく踏みにじられてき度及び六十三年度においてその割合を引き下げようとする措置であります。この特例措置によつたのであって、全く国会の議論の経過を軽視したものと言わざるを得ません。

そこで、この法律案等に反対する理由のまことにあります。

なお、水源地域対策特別措置法及び離島振興法に基づく整備計画事業等に対する今回の特例措置の適用につきましては、その事業の特殊性にそれが配慮されているところであります。

さらに、この引き下げ措置の対象となる地方公共団体に対しては、その事業の執行並びに財政運営に支障を生ずることのないよう別途財政金融上の措置を講ずることとなつてゐることをあわせ考えれば、両法律案による特例措置は、現下の公共事業費の確保、拡大の要請にこたえるとともに、内需の拡大のため、さらには地域の一層の活性化を図るため必要かつ妥当な措置であると考えるものであります。

現下の厳しい財政状況のもとにおいて、公共事業費の確保、拡大に対する政府の熱意と努力に対しこれを評価して、賛成討論を終ります。(拍手)

○村岡委員長 三野優美君。

反対の第三の理由は、政府は今回の新たな補助率引き下げによる影響額二千百七十億円について、臨時財政特例債を初め調整債等で対処し、後年度において地方交付税等で補てんするという方針となつておりますが、円高不況、雇用の不安が地域的、跛行的に強まつてゐる今日、果たしてこのような補助金削減というような財政手段で地域の経済の活性化、内需の拡大に結びつくであります。いわゆる行政投資による社会資本の拡充、雇用の拡大に寄与するのかどうか、私にとつて甚だ疑問となるのであります。逆に、弱小自治体にあつては補助事業の返上という現象も起きてくるのではないかとさえ心配せざるを得ません。

この補助金制度を検討する場合に特に注意すべきことは、当然とはいえ、まず国、地方公共団体の行政責任を明確にし、一般財源化する場合、超過負担の解消を含む適切にして十分な財源措置を講すべきであることを主張しておきます。

また一方、内外情勢は、さきのG7はもちろん、一般的の国際経済関係から、我が国における緊要な

施策はひとえに内需の急速な拡大による経済の活性化、それのみであります。政府はこうした内外

の深刻にして当然な諸要請に即応しなければなりませんが、それには何としても、政府が責任を持つた財政主導型政策による公共事業の積極的な拡大であります。にもかかわらず補助金削減とは、まさにこれらに逆行する誤った措置と言わざるを得ません。

以上の理由から本法案に強く反対し、討論を終ります。(拍手)

○村岡委員長 中路雅弘君。

○中路委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案並びに砂防法の一部を改正する等の法律案について、反対の討論を行ふものであります。

この二つの法案は、いずれも国の補助率を引き下げることによりその分を地方自治体に転嫁するものであり、我が党としては到底容認できないものであります。しかも、この二法案が本来の日切れ法案とは縁もゆかりもないものであるにかかわらず、十分の審議も行われないで日切れ扱いとして処理することは全く不当であることをまず最初に指摘しておきたいと思います。

次に、二法案の反対理由を述べます。

第一は、本法案による補助率の引き下げは、明らかに地方自治体への負担の転嫁であり、地方財政に借金地獄を強いるものにほかならないからであります。異常円高による大企業の合理化や海外進出によって、企業城下町を初めとする地方自治体は雇用不安、地方税の落ち込みなどにより冷え切った状態にあります。今回の補助金削減はそれに追いかけるものであり、地方自治体に二重三重の犠牲を強いるものであります。

第二は、政府の言う内需拡大とは名ばかりで、この補助金削減により結局地方財政を圧迫し、住民生活に必要な公共事業の推進をおくらせることにもつながり、内需を縮小することになりかねな

いものであります。

また同時に、地方財政への圧迫の結果、いわゆる地方行革が一層進められ、住民の負担の一層の増加、社会保障の後退を促進することは明らかであります。

もともとこの補助金削減は、八割にも及ぶ全国の地方自治体の反対を押し切って強行したものであります。六十年度は法律上一年限りの措置、さらに昨年の六十一年度は三年間の暫定措置としておきながら、またも今回補助率を削減したのであります。これは明らかに信義にもとる行為であります。

我が党は、このような地方財政のみならず地方経済、ひいては住民に犠牲を転嫁する今回の法案に反対の意思を表明し、討論を終わります。(拍手)

○村岡委員長 これにて両案に対する討論は終りました。

○村岡委員長 これまでの議論を踏まえ、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○村岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、砂防法の一部を改正する等の法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○村岡委員長 [賛成者起立]

○村岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、砂防法の一部を改正する等の法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○村岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、砂防法の一部を改正する等の法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○村岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

提出者より趣旨の説明を求めます。平沼赳夫君。

○平沼委員 ただいま議題となりました水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案に対する附帯案を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付しておりますが、その内容につきましては既に質疑の過程において委員各位におかれでは十分御承知のことろでありますので、この際、案文の朗読をもつて趣旨の説明にかかることといたします。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 今後予想される社会経済情勢の変化に的確に対応するため、社会資本の整備・充実が重要な課題となっていることにかんがみ、各種長期計画の着実な進捗に必要な予算の確保に特段の努力を傾注するなど、国土の保全と均衡ある発展の一層の促進を図るとともに、地域格差の是正に努めること。

二 現下の緊急課題である円高不況・雇用不安の打開のため、公共事業費の確保を図るなどにより、内需拡大、地域経済の振興と住民福祉向上に特段の措置を講ずること。

三 国庫補助負担率の削減は、再三の確認にもかかわらず毎年度拡大されており、政府に対する地方の不信を醸成するおそれがあることにならんがみ、国庫負担金及び補助金については、国・地方公共団体の行政責任を明確にし、一般財源化する場合は、適切にして十分な財源の措置を講ずること。

四 国庫補助負担率削減に対する地方公共団体の財政支出増については、地方財政の現状を勘案し、臨時財政特別債、調整債の元利償還

について國の責任において措置すること。

この場合において、六十年度、六十一年度における確認を勘案し、六十二年度影響額について地方交付税への特例加算等で適切に措置すること。

五 今回の本法案の審議・取扱いについては、暫定予算執行のための特別の措置であることから、暫定予算執行に当たっては地方公共団体の予算執行と財政運営に支障を与えることのないよう、特段の配慮を払うこと。委員各位の御賛同をよろしくお願ひを申し上げます。

○村岡委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

この法律は、公布の日から施行する。

法律案が通つていいないと、いわゆる地域社会に及ぼす、よりよき影響を与えるような公共事業がなかなか執行がしにくございまして、どうしてもこの法律案を通してもらうことによって、その問題が解決できるわけあります。そういう点で、先ほど共産党の中路君からお話をございましたが、私は日切れ法案以上の重要性を持つ法律案だと思っておりました。

野党の皆さん方の協力によりましてスムーズに執行できることを心からうれしく存じまして、ありがたく御札を申し上げます。

○村岡委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和七十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○村岡委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和七十二年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のよう改定する。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

附 則

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

（住宅金融公庫法の一部改正）

第一条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のよう改定する。

第二十一条第一項の表一の項償還期間の欄中「二十五年以内」の下に「（主務省令で定める基

準に該当する耐久性を有する住宅に係る貸付金にあつては、三十年以内」を加え、同表五の項中

当初期間につき、年六・〇パーセント以内

で政令で定める率

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限を更に五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

二百億円、五箇年間に要する経費としては、約一千兆千億円の見込みである。

本案施行に要する経費としては、平年度約二千五百億円、五箇年間に要する経費としては、約一

改め、同表六の項償還期間の欄中「十年以内（据置期間を含む。）」を「二十年以内（据置期間を含む。）」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「又は第一項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改め、「該当するもの」の下に「又は同条第五項の規定による貸付けを受けた者で自ら居住する住宅の改良を行ふもの」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で同条第一項第一号に掲げる者に対するもののうち、貸付けを受ける者及びその者と生計を別にするその親族で主務省令で定めるものの居住の用に供する住宅で主務省令で定める基準に該当するものの建設及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金についての償還期間に係る前項の規定の適用については、同項の表一の項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「五十年以内」と、「三十年以内」とあるのは「四十年以内」とする。

第三十二条の三第三項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改める。

第三十二条の三第三項中「第二十一条第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第四項」に改め、同項を同条第十項に該当する耐久性を有する住宅に係る貸付金に該当する。

第三十二条の三第三項中「第二十一条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で同条第一項第一号に掲げる者に対するものと生計を別にするその親族で主務省令で定めるものの居住の用に供する住宅で

主務省令で定める基準に該当するものの建設及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金についての償還期間に係る前項の規定の適用については、同項の表一の項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「五十年以内」と、「三十年以内」とあるのは「四十年以内」とする。

第三十二条の三第三項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改める。

第三十二条の三第三項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第三十二条の三第三項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

の二」と、同表(二)中「百分の九十五」とあるのは「百分の八十(水産業協同組合にあつては、百分の九十五)」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の五十七・五(水産業協同組合にあつては百分の七十五)」と、「百分の八十一」とあるのは「三分の二(水産業協同組合にあつては、百分の八十一)」と、同表(三)

中「四分の三」とあるのは「十分の五・七五」と、同表(四)中「百分の九十」とあるのは「百分の七十五(国にあつては、百分の八十)」と、同表(五)から(七)までの規定中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)
第三条 国は、前条の規定による改正後の離島振興法の規定により昭和六十二年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担又は補助の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

(附 则)
(施行期日)
1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の水源地域対策特別措置法及び離島振興法の規定は、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下同じ)又は補助(昭和六十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国に負担又は補助を除く)、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる國の負担又は補助並びに昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以

前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

理由

水源地域整備計画に基づく事業の円滑な実施を図り、及び最近における社会経済情勢の推移にかんがみ財政の状況を踏まえつ離島振興計画に基づく事業の一層の推進を図るため、国の補助金等に関する臨時特例等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

砂防法の一部改正

第一条 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改訂する。

第五十条中「ヨリ昭和六十三年度迄ノ各年度」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第五十一条 第十三条第一項及第十四条第二項ノ規定ノ昭和六十二年度及昭和六十三年度ニ於ケル適用ニ付テハ第十三条第一項中「三分ノ二」トアルハ「十分ノ五・二十五(再度災害ヲ防止スル為ニ施行スル砂防工事ニシテ第五十二条但書ノ緊急砂防事業ニ係ルモノノ外ノモノニ要スル費用ニ在リテハ其ノ十分ノ五・五」トトシハ「十分ノ四・五(再度災害ヲ防止スル為ニ施行スル砂防工事ニシテ第五十二条但書ノ緊急砂防事業ニ係ルモノノ外ノモノニ要スル費用ニ在リテハ其ノ十分ノ二」トアルハ「十分ノ四・五(再度災害ヲ防止スル場合ハ此ノ限ニ

(地すべり等防止法の一部改正)

第二条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改訂する。

附則第六条の見出し中「から昭和六十三年度まで」を削り、同条中「から昭和六十三年度までの各年度」を削る。

附則第七条を次のように改める。

(昭和六十二年度及び昭和六十三年度の特例)

第七条 第二十八条第一項及び第二十九条第一項(第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、第二十八条第一項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五(再度災害を防止するため)に改訂する。

地すべり等防止工事であつて附則第七条ただし書の緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の六」と、三分の二」とあるのは「十分の四・五(再度災害を防止するために施行する地すべり防止工事であつて同条ただし書の緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の四」とし、

第二十九条第一項中「三分の二」とあるのは「十分の五・二五(再度災害を防止するため)に改訂する。

第十五条の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同条中「新法第六十条」とあるのは「新法附則第四項の規定により読み替えた新法第六十条」と、

年度」を削り、附則に次の二項を加える。

4 第十五条の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同条中「新法第六十条」とあるのは「新法附則第四項の規定により読み替えた新法第六十条」と、

年度」を削り、附則に次の二項を加える。

(河川法施行法の一部改正)

第四条 河川法施行法(昭和三十九年法律第一百六十八号)の一部を次のように改訂する。

附則第三項中「から昭和六十三年度までの各

(河川法の一部改正)

第三条 河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)の一部を次のように改訂する。

附則第三項中「から昭和六十三年度までの各

4 第六十条の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同条第

一項中「三分の一」とあるのは「十分の四・五(再度災害を防止するため)に改訂する。

五(再度災害を防止するため)に改訂する。

工事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の五・七五(再度災害を防止するため)に改訂する。

ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の六)」とする。ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。

(道路法の一部改正)

第五条 道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「から昭和六十三年度までの各年度」を「及び昭和六十一年度」に改め、附則に次の二項を加える。

3 第五十条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「三分の一」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の一」とあるのは「十分の四・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第六条 国は、この法律の規定による改正後の法律の規定により昭和六十一年度及び昭和六十三年度の予算に係る國の負担の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の法律の規定は、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の予算に係る國の負担及び当該國の負担に係る都道府県又は市町村の負担(以下この項において「国等の負担」という)であつて昭和六十一年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされたもの以外の國庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の

年度に支出すべきものとされる國等の負担並びに昭和六十一年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る國等の負担で昭和六十四年度以降の年

度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以前の歳出予算に係る國等の負担で昭和六十一年度以後の年度以降の年度に支出すべきものについて

は、なお從前の例による。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)

3 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第二号中「及び第五十条」を「から第五十一条まで」に改め、同項第三号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項第四号中「及び第六条」を「から第七条まで」に改め、同項第六号及び第七号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

4 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項第一号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

5 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 道路管理者が指定区間内的一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号イに掲げる事業についての道路法附則第三項の規定の適用について

は、同項中「十分の五・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の四・五」とあるのは「十

分の四」とする。

理 由

最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、内需の振興に資するとともに財政の状況を踏まえつつ砂防事業等の一層の推進を図るために、國等の負担金に関する臨時特例等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年四月四日印刷

昭和六十二年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者
大蔵省印刷局

F